



國政研究會

銀行國營ニ関スル世界趨勢一

昭和九年四月



2
群
中

銀行國營に關する世界の趨勢

第一編 序論
第二編 アメリカ
第一章 — 第十章

國政研究會

6657

注意事項

- 資料は大切に扱ひましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

序

一、曩に昭和八年三月末、「我邦今後の財政政策」を起草したり際

我國が聯盟脱退後、列強の經濟封鎖的政策に對し、自給自足的經濟政策を採る必要ありに鑑み、我國産業の保護獎勵に全力を注ぎ、物價引上を策し、之が爲めに、財政上には公債政策を持續し、究竟に於て、貨幣の平價切下を断行し、金融界の清算を爲し、従來財界に王座を占めし銀行業務（信託保險等を含む）を國家の管理又は直營に移し、彼等を産業の從属的地位に就かしめんとする

旨述べた。爾來此の政策と世界の動きとが如何なる關係に

ありやを注意して居たが、世界の動きも亦銀行國營に進みつゝ、あるを見た。尤も露西亞の共產國家や伊太利の組合國家では、銀行が國營又は國營と同一の作用をしておりのであるから、之を除き其の以外の米國、獨逸、英國に就て其の趨勢の一斑を調査したが本書である。

二、アメリカの部は、みだりに揣摩憶測するのを避け、事實の展開に意を用ひ、大勢の推移する所を如実に示さんとしたものであり。

三、本書は昭和八年十二月、一應脱稿したりも、昭和九年一月において、アメリカが平價切下を断行したりを以て、之を追補したものであり。

四、本書はアメリカを第二編とし、ドイツ、イギリスを第三編とする。

昭和九年三月

國政研究會

銀行國營に關する世界の趨勢

目錄

第一編 序論

一、	新舊兩時代における個人の地位	三
二、	經濟統制と金融機關の國營	五
三、	必然的銀行國營の運命	七
四、	銀行の國營並國家管理及國有の關係	九

第二編 アメリカ

第一章

ルーズベルト大統領の復興に關する新計畫	一五
---------------------	----

- 一 金融恐慌とルーズベルト大統領の就任 一七
- 二 ルーズベルトの大統領就任演説 一九
- 三 右演説にあらはれたる諸政策 三三
- 四 右政策に基きたる新計畫案 三五
- 五 タグウェル教授の新計畫案に對する意見 四〇
- 六 新計畫遂行の機関設置 四三
- (イ) 十大特別機関 四三
- (ロ) 復興評議會 四四
- (ハ) 頭腦トラスト 四五
- (ニ) 私設最高顧問 五六
- 七 復興計畫に要する資金總額 五八
- 八 農村救済法と産業復興法の解説 六〇

- (イ) 農村救済法 六〇
- (ロ) 國家産業復興法 六三
- 九 産業復興に關する機関 七四

(イ) 中央機関 七四

- (A) 産業復興局 七五
- (B) 産業復興審議會 七六
- (C) 諮問機関 七七

- (1) 労働審議會 七七
- (2) 産業審議會 七八
- (3) 消費者審議會 七八

- (ロ) 地方機関 七九
- (A) 地區復興局 七九

(B) 州復興局	八〇
(C) 州協議會	八〇
(ハ) 地方委員會	八〇
一〇 國家産業復興法に對する反對論	八三

第二章 新計畫の影響

一 新計畫の遅延と一般民衆の要望	九一
二 株價の騰貴	九二
三 物價の騰貴	九五
四 失業者の減少	九九
五 當局者の保護と復興事業進行の程度	一〇二
六 公債買上中止	一〇四
七 工業家及農民の苦情	一〇五

八 農民のインフレーションの要望と示威運動	一〇六
九 大統領の政策方向轉換	一〇七
一〇 小町村のため國家産業復興法の実施計畫の一部緩和	一〇八

第三章 ルーズベルト大統領の新通貨政策

一 大統領の方向轉換と新通貨政策の聲明	一一三
二 大統領の通貨政策に對するケメラ教授の批評	一二六
三 初期の金政策	一二一
四 八月二十九日の新金法	一三一
五 新通貨政策による計畫の第一次実施要綱	一三三

六	右政策の實行により國內産金買上	一三五
七	新通貨政策の第二次計畫	一三八
八	其後の金買入	一四〇
(イ)	金買入の値段	一四〇
(ロ)	金買上の資金と買入高	一四三

第四章 新通貨政策の影響

	— 為替— 株價— 物價に及ぼしたり影響	一四五
一	外國為替相場	一四七
(イ)	對日為替相場	一五〇
(ロ)	對英為替相場	一五二
(ハ)	對日及對英為替相場と金買入値段	一五四
二	米の金買入政策に對抗する英佛の態度	一六五

三	株價	一六八
四	物價	一七五
五	資本の逃避	一七七

第五章 公債の借換と國債の増加

一	公債の買上と第一次公債の借換	一八一
二	第二次公債借換	一八二
三	公債借換により利子の増減	一八四
四	國債の増加	一八五

第六章 農産物の生産制限と生活必需品

	の騰貴	一九九
一	生活必需品の騰貴	一九一

- 一 農産物の生産制限 一九三
- 二 農産物生産制限に對する補償金 一九六
- 三 農村問題でルーズベルト大統領、農民の協力要求 一九七
- 四 全米農會聯合會年次大會の決議 一九八

第七章

輸出貿易の促進計畫と

- 一 關稅獨裁權案の準備工作 二〇一
- 二 禁酒法の撤回と核會に輸出貿易の促進計畫 二〇三
- 三 關稅獨裁權要求の準備工作 二〇四
- 四 當業者の輸入税引上要求 二〇六
- 五 特別通商政策委員會の設置 二〇七
- 六 輸出統制會社設立の計畫 二〇九

- 六 ソヴエット聯邦との國交回復 二一〇
- 七 汎米會議に對するアメリカの策動 二一一
- 八 最近における關稅獨裁權要求の具体案 二一四

第八章

國家産業復興法の補強工作

- 一 産業復興計畫阻害に對し嚴罰主義をとり 二一七
- 二 スウオープ氏の産業統制機關設置の提唱 二一九

第九章

労働組合の繁昌

- 一 労働組合員の増加 二二二
- 二 同盟罷業の増加 二二五
- 三 労働組合の國家産業復興法に對する苦情 二二七
- 四 公共事業局支拂の労働者に對するロージマス 二二八

教授の批難と産業復興局長官ジヨンソンの
の辯明

二三八

第十章 窮民の救済

二三八

一 冬季における窮民救済問題

二三八

二 直接救済と要する人々

二三八

三 労働半減と窮民救済資金の関係

二三八

四 窮民の救済資金

二三八

五 窮民救済の施設

二三八

銀行國營に關する世界の趨勢

銀行國營に關する世界の趨勢

第一編 序論

新苗所時代
に於ける個人
の地位

十九世紀は個人の自由競争によつて、個人の全
能力を發揮せしめた。國家は個人の自由、保護の
機關であり、従つて國際關係も亦、各個人の自由尊重の爲めに
存在したのである。

然るに個人の全能力發揮は二十世紀の初頭において、其の頂點に
達した。

そこで一大轉回が行はれた。それは世界大戦争であつた。

此の戦争は帝王、主権者の野心の如く見えだが、実は人類の現有
せる文化の力を相角闘せしめ、更らに次の段階に飛躍するの階梯
であつたのである。故に此の在り大戦争を分岐點として、人類の全
能力を發揮し盡したる個人によつて、精神的に國家は改造さ

4
ルツ、ある。

此の精神的に改造せらるつ、ある國家は、十九世紀流に見れば、個人の自由を抑壓するかに見えるが、実はソウではないのである。此の自由人が作りつ、ある國家は、國際的に自由の立場に置き直さるつ、あるのである。

だから將來の國家は十九世紀の國家と異なり、個人の放任的自由を尊重するよりは、新國家としての團結、發達を圖らねばならぬのである。

此の爲に國民經濟に一大統制を加へなければならぬやうになつた。故に統制を加ふるが爲に、個人の自由を抑壓するかに見えるのは、十九世紀流の觀方である。内容は依然として個人の自由を尊重し保護するのである。

即ち十九世紀の國家は、帝王、主権者の國家であつたが、現今で

は、帝王、主権者と國民と一體となつての國家である。此の新國家は國際的には自由の立場に在りものである。唯だ十九世紀と現代と異なる點は、十九世紀に在つては、個人の全能力を發揮せしめる爲に、放任的に國家は個人の自由を保護、尊重したのであるが、現代は此の全能力を發揮して、頂點に達したる個人の能力に連絡あらしめ、系統あらしめ、更らに一大飛躍をせしめ、以て新國家として吾界に雄飛せんとするに在る。

二

經濟統制と
金融機關
の關係

5
だから國民經濟に統制を加へて行くのは、新國家として是非とも必要なことだ、若しニルなく、十九世紀流に徒らに自由放任に任せ置かんか、其の國家は遂に衰亡するので

6 外ないのである。即ち優秀が個人を有ししがら、滅亡した國家は其の例に乏しくない。之は國家の統制力が衰へた爲めで、國家の統制力が衰へれば、個人の優秀ぶ力も十分發揮することが出来ぬからである。

今後の國家の中心は國民經濟である。故に此の國民經濟の整理——統制を必要とする以上、金融政策に關しても亦、舊套を墨守するわけにゆかぬ。國家が經濟統制を行つて実效あらしむるには、金融機關を國有とせざるまでも其の經營は國家の手で收め、統制經濟に對する資金供給と、國家の欲する所に適合せしめるやうにせねばならぬ。

それはアメリカの現状が恰もそれである。復興の爲めに全力を傾け、金融に關しては割合呑氣である。其の原因は全部其の爲めとはいけぬが、多部分其の爲めである。だから此頃ではいよいよ銀行の國家管理に足を踏み込みつゝありではないか。之が進めば銀行の國管まで進むてあらう。若し其處まで行けぬやうでは、復興の実效を收めることは覺束ない。

獨逸に在りては、伊太利に倣つて國家の結合を圖りつゝあるが、金融機關の國有は時期の問題である。今反對論もあるやうであるが、結局其處まで行かずに済まないであらう。

英國はかねて労働黨が、銀行國有を策したが、今は聯立内閣で現狀維持であるが、近頃労働黨の勢力挽回が目に見えて来たから、フアツシヨに對する憧憬と共に、國有説が盛んになり、遂に國有まで進むであらう。

かうなれば佛國であつても、國有をやらぬまでも、實質的に國有の実を擧げることは、せらる。

三、

世界大戦争當時は金融機關は、國家の管理の下に置かれてあったのだ。

必然的銀行
國管の運命

8 あの世界大戦で、経済の一大統制を餘諒なくしたとはいふもの、
実は十九世紀舊時代と新時代との境目に立って、新時代に對する
準備的講習會であつたのである。

兎に角銀行の國營は必然的である。唯た其遲速は経済統制の
効果を遅らすだけのことであり。

以下アメリカの復興作業が、銀行國營にまで——無意識的に
もせよ——進みつ、ある狀況を述べ、次で獨逸、英國における銀行
國營論を述べよう。

銀行の國營並
國家管理
國有の關係

四

本論の銀行國營に關し、國家管理、又は國
有の關係を一應辨じておかう。

一、銀行の國營とは銀行の事業經營權を國家に掌握
し、株主は出資に應じ、單に配當を受けりに止める。
従つて經營に對し何等の表決をなすことは出来ない。
故に收入に差異ありも銀行預金者と同じ地位にお
かゝるものである。

9
二、銀行の國家管理とは、銀行の事業經營に對し、國
家が指導的地位に立ち、其の干渉指導の下に実行せ

しむるものであり。

三 銀行の國有とは、國家が其の株式を買収して舊來の株主に換りものである。従つて銀行の事業經營は國家の直營とがりのが普通である。

今其の得失を見るに、銀行國家管理は經營者の勢力が大なる場合には、國家の指導を肯せず遂に國家の所期する目的を達成するに出来ぬ虞ルがあり。又銀行國有は株式買収に巨額の資金を要し面倒である。故に銀行の事業經營權をのみ國家の手に收め、國家所期の目的を達し得る「國營」と主張するものである。

然し、「銀行國有」にも反對論はある。而して其の主要なるものは尤の三點である。

- (一) 營利的に經營が出来ぬ。
- (二) 事務の敏捷を缺く。
- (三) 政治家が銀行の貸付に干渉し、不良又は不正貸出が増加する。

といふのである。

第一に營利的に經營が出来ぬといふ點については、元來銀行は、國家の利益といふことを念頭に置いて經營すべきである。然るに從來單に私利私益のみを目的としたから、資金供給が大事業のみに偏し、事業に對する資金の供給が

12 圓滑を缺いたのであり。故に將來「銀行國營」の曉には、
資金の運用を公益的見地よりし、單なる利益にとらげぬ
やうせぬばならぬのであり。
第二第三に至つては、事務擔任者の選定と、綱紀肅正並
に政黨革新の問題であつて、本論は此らの弊害を除去さ
るゝことを前提とすりものである。若し「銀行國有」に對し、
第二第三の憂がありといふやうに、政府、政黨ともに舊態依
然たりものでありならば、革新的施設は何等望むことは出來ないの
であらう。

第二編 アメリカ

第一章、ルーズベルト大統領の復興に關
する新計畫

金融恐慌と
ルーズベルト大
統領の就任

米國には千三百万人の失業者と、千三百億弗の
國內負債があつた。

又其の國富は一九二五年(大正)の参千六百二十四億弗が、八
年後の一九三二年(昭和)には、二千四百七十三億弗となり、三割二
分に低下し、其の國民所得も亦一九二五年の七百七十一億弗
が一九三二年には三百八十三億弗となり、約五割に低下した。
かゝり際——一九三三年二月に起つた銀行預金取付騒
ぎは、遂に三月四日に入つて全米の銀行休業を餘議なくせしめた。
此の金融恐慌の眞最中——三月四日、フランクリン・ル
ーズベルト氏は第三十二代の大統領の就任式に臨んだ。其の

閣員は

米國新閣員

國務長官	ゴードル・ハル
財務長官	ウィリアム・ウッドイン
逓信長官	ジェームス・ファリー
司法長官	ホーマー・カミングス
陸軍長官	デヨージ・ダートン
海軍長官	クロード・スワンソン
商務長官	ダニエル・ローパー
内務長官	ハロルド・イツクス
労働長官	フランセス・パーキンス
農務長官	ヘンリー・ウォレス

(一九三四年一月一日、モルゲンソウ氏財務長官となる)

であつた。

二

ルーズベルトの大統領就任演説

ルーズベルトの大統領となるや、三月四日(一九三三年)晴水の就任式に臨んだ。かくて氏は國會議事堂に

おける式場に入り、大審院長ヒュース氏の前で

余は忠実にアメリカ大統領の職務を遂行し、且つ余の能力の最善を盡して、アメリカ憲法を保持し、保護し、且つ防護す。キコトを厳肅に誓約す

との宣誓を行った後、かしたる就任演説は尤の如くである。

ルーズベルト大統領の就任演説

(一九三三年三月四日ワシントンにて)

本日は國家的奉獻の日である。余は大統領就任に際

して我が國民諸君が必ず期待して居ると信ずるが、ことに余は我が國家目下の狀勢が要求する所の公平と決意を國民諸君の前に披瀝せんとするものである。

今や眞実を、凡ゆる眞実を明らさまに大膽に語るべき最も勝れた時である。且又現在我國の狀態に對して正直に直面することを避くる必要はない。此の偉大なる國民は過去において耐へ得たるが如く、今後も必ずや耐へ得るであらう。而して更に回復し繁榮するであらう。それ故に先づ何よりも余は吾人の恐れ收ばならぬ唯一のものは恐怖の念、即ち退却を前途に轉換せしめんに必要なり努力を麻痺せしめんとする、不合理にして理由なき恐怖心そのものであるとの信念を述べんとする。

我が國民生活の暗澹たる時に際して、指導者の公明と元

氣は、國民諸子の理解と援助の下に勝利を收めておる。故に余は此の危機の日に際して、國民諸子が國民の指導者に對して再び援助を與ふものなることを確信してあり。斯くの如き精神を以て、余並に國民諸君は共に共通の難局に當らねばならぬ。幸に此の難局は單に物質的事實に關するに過ぎない。今や物質的價値は驚異的標準にまで委縮してしまつた。租税は加重されてあり。しかも吾人の支拂能力は減退してゐるのである。斯くして如何なる政府でも重大なる歳入の減少に際會し、貿易は自由に通商せられず、工業的企業は將に滅せんとして各方面にその残骸を横へてゐる。農民は農産物の販賣市場を見出し得ず、多数の家族の多年間の貯蓄は今や彼等の手を去つてゐる。

更に重要なことは、無数の失業者が生存と言ふ陰慘なる問題

に直面し、又之と同等の多数の人々がその労働の報酬として得る所得は、極めて尠少であると言ふ状態である。單に愚かなる衆觀主義者のみか此の暗黒的存在を持つてゐる時代を肯定し得るのである。

然れども吾々の困苦は物質の缺乏から來るものではない。吾人は蝗の災惡により困却してゐるのではない。吾々は吾々の先祖が信じ且つ恐れなかつたが故に打ち勝ちたる危険に比較して尚ほ感謝すべき多くのものを有してゐるのである。自然は今尚ほその賜物を吾々に提供してゐる。而して人間の努力によりてそれは倍加されてゐる。吾人の門戸には多量の物資がある。だがその供給物資を眼前にしてゐながら、一寸今に使用する方が萎微してゐるのである。

此のことは元來、人類の物資の交換を司る支配者達が、頑固と無能のために遂に其の失敗を認めて其の王位を投げ出しただためである。不謹慎なる貨幣交換者の實際的行動は、今や人人の情と意により拒否せられ、公衆の輿論の審判の庭に立たされてゐる。

眞に彼等は努力した。だが彼等の努力は傳統の型の中に投げ込まれてゐる。信用の缺除に直面して彼等は單により多くの金を貸すことをのみ提案した。國民諸君を彼等の誤まりる指導に導くべき利潤と言ふ誘惑物を取り除かれて、彼等は信念の回復に對して涙ぐましい辯護をしながら警告の辛段に訴へた。彼等は私利を計る人々の法則を知つてゐるに過ぎない。彼等は洞察力を持つてゐない。洞察力をもたない時には人類は滅亡する。

然り、今や貨幣交換者達は吾々の聖なる文明の殿堂の

高き地位から逃れ去つてあり。吾人は今やその殿堂と昔の眞実に回復し得るであらう。復興の程度は、金銭上の利益よりも高尚なる社會的價値を吾々が適用する程度如何にある。

幸福は單なる貨幣の所有の中には存しない。幸福は完成の喜悦の中に、創造的努力の感動の中に存する。働くことのよろこびと道德的利敷は、最早消失し去らんとしてゐる利益を狂的に追求することによつて、忘れられなければならない。然し此の暗澹たる時代が、吾々の眞の運命が助けられるにはあらずして、吾々自ら並に吾々の同胞に役に立つと言ふことを吾々に教訓するならば、吾々が此の暗澹たる時代に支拂ひたる犠牲だけの價値をあたへてくゝるものであらう。成功の標準としての物質的富の虚偽なりことの認識は、勢力

官吏高政者的地位が、單に地位や個人的利益を誇ることの如何によつてのみ價値判断が行はれてゐるとする誤れる信念の廢棄と並行してゐるものである。故に此の意味において無情且つ利己的なる悪事に、しばしば神聖なる信頼をあたへたる従來の銀行乃至實業における行為は終焉せしめねばならぬ。此の意味における信任がその勢力を失つて行くと云ふことに大した不思議はない。何故ならば、信頼は正直、名譽、責任の神聖、忠実なり保護、非利己的の動作を基礎として成育するものであり。若し此等のものでないとしたならば、信任はその生命を完うすることは出来ない。

然りと雖も復興は獨り倫理の變更のみを要求するものではない。我が國民の要求するものは、あくまで行動、然も現在における行動である。吾々の最も偉大なる最初の課題は、國民に職を與へる

ことである。此の問題は吾々が眞明に勇氣を鼓して立ち向ふ時には不解決のものではない。それは戦時における如く政府直接の労力募集によつて一部分は遂行し得るが、天然資源の利用法の改良を促進すべき方策を考究するこれが更に一層必要であり。此のことと相並んで吾々は、吾々の工業中心地における人口過剰と率直に認めねばならぬ。そうして國民的規模において人口の再分配にあたり、以て土地を一層よく利用するに努力をなすべからぬ。斯くしてその課題は、農産物の価格を引き上げ以て購買力を増加せしむるやう努力することになし遂げらる。實際には吾々の小家庭や吾々の農園は、抵當流氷による損失の発生を防止するやう努力をしなければならぬ。思ひ切つて聯邦、州及び地方政府が経費の大節減を行ふやう主張しなければならぬ。國家の補助的行動にして今日雜然としてある非經濟的不均

等びるものは統一するやう努力しなければならぬ。尚交通運輸其他の純然たる公共事業を國家的計畫の下に監督すべきである。復興の道は多々有る。然しそれが單に語られるのみでは達成せらるべくもない。今や行動ありのみ。然も即時の行動あるのみ。

而して最後に吾々の回復の過程において、吾々は古き組織の悪の報いに對して二つの防禦政策を要求する。即ち總ての銀行業務及び信用投資に對しては嚴重なる監督を要し、他人の金による投機は之を終熄せしめねばならぬ。而してあくまで適正にして健全なる通貨の流通を期せねばならぬ。

かゝる実行計畫を通じて吾々は収入として支出より多からしめ、以て自國民の國家を整頓せしむることを切言して止まない。國際貿易は勿論非常に重要であるが、健全なる國民經濟の

樹立に比較すれば寧ろ第二義的のものである。余は實際的政
策として、最初に第一義的事項を持つてくることに賛成するもので
ある。余は國際的經濟の改善によつて、世界貿易を恢復
すべき努力を各ものはしないが、國內に於ける非常時態は世
界貿易の恢復完成を待つてありことは出来ない。

國民的恢復のニル等の特殊方法を指導する根本思想は狭
隘なる國民主義的のものではない。それは第一義的にアメリカ合
衆國の各部分、及び其の中の種々なる要素の相互依存の主張
である。即ち開拓者としてのアメリカ精神の古くして永久的の重
要な發露の認識である。ニルニは恢復への道である。直接の道
である。而して永續的恢復の最も強強い保證である。

國際政策の分野において、余は自ら他人の權利を尊重する
と共に、條約の義務及び神聖を遵守する善良なる隣人の政策

を以て我が國民の政策となさんとする。

余が吾々米國人の感情を正確に讀むならば、以前には認め得ざりし
相互依存を今認めてある。即ち單に取りのみならず同時に興へば
ならぬことであり、又若し吾々が前途せんとするならば、共同の規律
の利益のためには犠牲を惜まない様に訓練せられたる忠誠なる軍隊
の如く動かさねばならぬ。何んとなれば斯くの如き規律がなければ如
何なる進歩も在り得ないし、如何なる指導も無効となりからであ
る。共同目的の達成を目指す指導を可能ならしめるために、吾
々はかかる規律の下に吾々の生命財産を抛つ覺悟があることを
余は知つてある。より大なる目的が吾々を結束せしめ、更にニル
までは戦時のみ喚起されてゐた義務の統一により、神聖なる責
任として吾々總べての一致團結を誓約することを提議する。此の
誓約が諸君より得らる、限りは、余は躊躇なく吾等共通の

問題のために捧げ、又訓練せられたる我が偉大なり國民軍の指揮者の地位を占めんとするものである。

此の考に對する行動、此の目的への行動は吾々が祖先より継承せり政治形式の下で行ひ得るのである。我が米國憲法は簡單にして實際的なるを以て、根本形式を毀損することなくして外部の要求に適合すべく変化せしめられたるのである。ニルこそ我がアメリカの政体が近世世界に類なき最も勝れたる永續的政治機構たる所以である。それは領土の大膨脹、對外戦争、國內闘争、國際關係等の壓力に總べて耐へて來た。

而して行政府と立法府との平常の均衡が全然平等であり、吾々の眼前にある未曾有の課題に際して全く適當に處すべきことが望まれてあり。然しながら躊躇するを許さざる行動に對する未曾有の要求と必要は、官廳の一定の手續の常態的均衡

から一時的に離脱する必要が生ずるかも知れない。

余は我が憲法上の義務に基き、困憊せし世界に立つて困憊せる國民が必要とする方策を警告せんとする準備を有する。此等の諸方策乃至我が議會が其の經驗と明智より作り出す他の諸方策に對して、余の憲法上の権限の範圍内において最も迅速なる採用を要求するものである。

若し議會にして此等二つの手段の一つをも採らず、國家的非常時の依然として去らざる場合に、余に直面する義務の明確なる手段を回避しなだらう。余は此の危機に處すべく残された唯一の方法につき、我議會に要求する。即ち危機に際し、戦争に訴ふる廣汎なり執行権——吾々が外敵によりて侵入せられたる場合においてあたへらるゝが如き大なり権力——を余は要求する。

余に託せられたる信頼に對して、余は時宜に適した勇氣と熱

心とを以て報いんとする。少くともそれだけはなし得る。

吾々は國民の統一の勇氣と、古き且つ貴き道德的價値を追求する明確な自覺と、老若共義務の嚴格なる履行より生ずる清き満足感を以て、吾々の眼前に横たひる苦難に直面する。吾々は圓満にして永久の國民生活の確保を目指してゐる。

吾々は原則的デモクラシーの將來を疑つてはゐない。合衆國の國民は失敗したことはない。彼等は其の要求において直接的活氣ある行動を望んだ。彼等は指導者の下における訓練と指導とを請求してきたのである。彼等は余を以て其の欲望實現の直接手段とした賜物の精神において、余は此の立場を受取るのである。

此の國家奉獻に當りて吾々は謹んで神の恩寵を乞ふ。神よ吾々の一人一人を保護し給へ、神よ今後常に、余を導

き給へ。

三

右の演説中にあらはれたる諸政策は、

右演説にあらはれたる諸政策

一、國民に職を與へること。但し政府自身も求人する。

二、工業都市と地方との人口不均衡を是正し、田園を有利に利用する規定を設けること。

三、アメリカの農産物の價格引上げに努力し、これによつて各都市の生産物に對する購買力を創造すること。

四、抵當流ルによる損失を防止することにより、小家庭及び農園の没落を防止すること。

- 五 聯邦、州及び地方政府が經費の大節減を行ふこと。
- 六 救済事業の統一を圖ること。
- 七 一切の形式における運輸及び通信其他公共事業の全國的計畫並に監督を実施する。
- 八 總ての銀行業務及び金融並に投資を嚴重に監督し、他人の金を以て投機をなすことを終熄せしめ、十分なり、しかして健全なる通貨の規定を設け、以て舊來の忌むべき事態の復歸を防止すること。

といふのである。ニルが所謂「八點計畫」であり。

四

右政策に基きたる新計畫案

である。

右の政策に基き發せられたる九の重要法律は所謂「ズベルト大統領の「新計畫」の根幹をなす基礎法

一 緊急銀行法 (一九三三年三月九日)

(指孤内の日附は大統領の署名の日を示す)

金融恐慌時における大統領の金輸出禁止其他の緊急對策を追認し、更に金及び外國為替に對する廣汎な統制権を與へ、全國銀行の統制権を政府の手に集中し、公債、手形類を準備とする新通貨の發行並に加盟銀行に對する貸出條件の緩和等を規定したものである。

二 政費節約法 (一九三三年三月二十日)

今會計年度における歳入不足見込額は、十二億弗に達する

を以て、之が一部補填をなすために政費を節約し、以て財政上の信用維持を目的としたるものにして、出征軍人恩給半當及び聯邦官吏の俸給額削減に関する権限を大統領に賦與するものである。ニルにより政費節約の見込額は、軍人恩給半當削減額一億七千九百萬弗（現在支出年額十億弗）、聯邦官吏俸給削減額一億三千五百萬弗（減率は一割五分以内）、計三億千四百萬弗にして、別に政府各部局の改造により、二億弗以上の節約をなし、合計五億弗の大節約を期するものである。

三、農村救済法（一九三三年五月十二日）

農産物價格の引上、農村負債軽減のため、二十億弗の公債増發、三十億弗の通貨増發、平價切下等に関する規定にして、「新計畫」中國家産業復興法と共に最も重要なるものである。

四、緊急失業救済法（一九三三年五月十二日）

聯邦政府に五億弗の失業救済基金を設定して、各州に失業救済金を復興金融會社を通して、交付するものである。

五、テネッシー河開發法（一九三三年五月十八日）

テネッシー河流域管理會社を創設して、テネッシー河の航行改善、河水氾濫の防止、流域の再植林、沿岸農工業の開發、多年の懸案たるマツスル・シヨールズ發電所の建設等を行はしめんとするものである。而して資金は期限五十箇年以内、利率三分半以下の債券五千萬弗を發行し、ニルに充當する計畫である。

六、ウォールステッド法修正（一九三三年五月二十二日）

酒精含有量三ニパーセントの酒類の合法化、所謂禁酒法撤廃の先驅である。税金は一樽五弗、ニルによる歳入豫定は一億

五千萬弗である。

七、証券投資保護法 (一九三三年五月二十七日)

証券賣買の公正を所期せしむるものにして、賣買に伴ふ不正行為を防止して投資家を保護し、各州間の証券取引を政府の監督下に置くことを規定したものである。

八、失業救済再植林法 (一九三三年五月三十日)

都市における失業者約二十五萬人をもつて、民間森林地域に送つて、植林事業に従事せしめ、之による失業救済と國富増進の一石二鳥的效果をわらせたものである。大統領は四月五日此の目的のために千萬弗の資金を支出した。

九、金納款廢止法 (一九三三年六月五日)

公私債務の金納款廢止を聲明し、アメリカの金本位離脱を法律により確認したものである。

一〇、職業紹介法 (一九三三年六月六日)

公立の全國職業紹介所と設立維持し、ニルカ統一又は能率の向上を圖るため、労働省内に職業紹介局を新設するものである。

一一、小住宅再融資法 (一九三三年六月十三日)

資本金二億弗を以て住宅貸付會社を設立し、ニルカ最高四百分の二十億弗の社債を發行せしめ、一口二萬弗以下の擔保付小住宅に對して、再融資を行ひ、低利借換を可能ならしめんとすものである。

一二、國家産業復興法 (一九三三年六月十六日)

産業統制と三十三億弗の大公共事業の振興とを計畫し、全國の景氣回復、失業者の續減、最低賃銀の保証、最高労働時間の規律を行はんとすものである。農業救済法と相並んで

二大重要法典を採りしものである。

一三 鐵道合理化法 (一九三三年六月十六日)

全國鐵道網の合理化、財政の立て直しによる鐵道業の再建を圖るものである。

一四 改正銀行法 (一九三三年六月十六日)

懸案の銀行制度の改善及び預金者の保護を圖つたもので、グラスの提案を骨子として支店制度の確立、商業銀行と證券會社との分離を行ふものである。

五

右新計畫案に對する考方について、其の後頭腦下ラストの總帥モレーの辭職後、其のあとを受けて

タグウエル教授の新計畫案に對する意見

總帥となつた、レキスフオード・ガイ・タグウエル教授の意見を九げておこころ。

タグウエル教授は最近シカゴ大學のハーワード・シー・ヒル教授との共同著作として「現代の經濟社會と其の問題」と題する經濟學のテキストを上梓したるが右書中において

アメリカは將來ソヴェート・ロシアの挑戦により、建國以來の傳統的な經濟的個人主義を抛棄し、産業の社會統制を実施し、計畫經濟に移らざるを得なくなり得あらう。

と述べ、更に英國正統學派の主張した自由放任政策は米國において既に事實上終焉したと説き、

ルーズベルト大統領の新規蔣直し政策ニューディールも、さう永續し得る性質のものでないが、米國の經濟社會の構成を社會統制の方向に改革するためには、最上の好機會を與へるも

のである。ソヴエートにおける國民生活の水準が現在の如く低い
中は問題はないが、此れが早晩米國における此れと同じ水準
にまで向上し來つた暁には、ソヴエートの政治、經濟機構の持つ
強味は、米國に對し一大脅威となつて現れらるであらう。

余の主張する正しい意味における計畫經濟なりものは

一國の生産力並に之の發達が個々の企業に齎らす利潤
のみによつて決定されず、もつと社會的價値標準によつて支
配される社會をいふのである。

と論じて、米國資本主義の將來に對し、極めて興味あり觀測
をなしてゐる。(一九三四年
三月十六日)

六

新計畫遂行
の機關設置

右いろいろな法律は大統領の言葉を借れば
個々の計畫の偶然の寄せ集めでなく、最初より
順序を立て、計畫され、相合して一體をなす各部分である。

といふ此等の法律によつて、規定された廣泛な大事業を遂行するため
ルーズベルト大統領は、内閣十省の外に特に

(イ) 十大特別機關

- (イ) 十大特別機關
- 産業復興局
- 公共事業局
- 農事調整局
- 農事金融局
- 復興金融會社

(從來のものを存続)

- 住宅融資會社
- 運輸再設局
- 緊急救済事業局
- 森林開發局
- テネシー河開墾局

を設け、更に其の上に全體を統制するたため

(ロ) 復興評議會

と稱する一種の超内閣を設けた。而して其の顔觸は

各省長官十名の外、新機關の長官全部及び

- 豫算局長
- ダグラス
- 民主黨全國委員長
- ウォーカー

の諸氏を以て組織する最高の機關である。

此の外大統領の帷幄にあつて、各種の理想案を進言する所謂

(イ) 頭脳トラスト

(イ) 頭脳トラスト

がある。元來此の頭脳トラストは、ルーズベルト大統領が其の秘書ハウ大佐と將來の對策を練つた結果案出されたものである。即ち

新しき政者を樹てるには、現在の情勢に適合する各種の施設が必要である。其の施設を組立てるには、それづく其の道の専門家の力にまたざるを得ない。

といふのであつて、最初に招聘された専門家は

- 頭脳トラストの總帥たる モレト教授
- 國家産業復興法の組立役たる タグウェル教授
- 鐵道合理化法の案出者たり バブリー教授

の三人であつた。此の三人はルーズベルトの選挙戦に臨むに當つて、畫期に送る演説の中にある

司法制度の改善はモレー教授によつて
鐵道救済は バアリ教授によつて
農村救済は タグウエル教授によつて

いづれも書き下されたものである。而して此の頭脳トラストのメンバーは、ルースベルトが大統領となるや、其の数を増し、其後多少異動を生じたが、一時は三十一名にも達した。此のトラストは人をして

日常の行政事務を聞かんとせば、閣僚に尋ねよ、高等政策を聞かんとするならば、頭脳トラストに會へ

とうたはしむるに至つた。要するにルースベルト大統領の智慧袋である。其のメンバーたるや、ルースベルト大統領が選抜したいづれも斯界の権威者達である。而して此ら學者の大多数が、新學說テクノクラシーの共鳴者であることは興味ある点で、注意すべき点でもある。今其のメンバーの顔觸れを示せば尤の如くである。

一 レーモンド・モレー

コロンビア大學の法科の教授で、大統領の經濟顧問長で國務次官補であったが、頭脳トラストの總帥である。従つて頭脳トラストの意見は、彼を通じて大統領に傳へられてゐた。其の後、ハル國務長官の經濟的國際主義に對し、經濟的國家主義を主張し、其の輒輒は國際經濟會議において顯著となり、遂にモレーは一九三三年八月二十七日辞表提出。(但九月六日まで其職に留り) (四十六歳)

二 ヘンリー・アガード・ウオレス

農村更生の重大使命を擔つた農務長官で、四十五歳の少壯大臣である。彼はコロネル大學に學んだのであるが、農業雜誌を主宰し、かねて農園を經營した。又彼の父は共和黨内閣時代に、農務長官をやつたこともある。が共和黨が農村

を重要視しないので憤慨して職を辞して農村に重きを置く
民主黨に代った。

三、レギスフォード・ガイ・タグワエル

アメリカ第一の統制經濟學者にして、前コロムビア大學の
農業經濟學教授である。農業救済法案は彼の起草し
たものである。而してモレー去った後に於て彼は頭腦トラスト
の總帥として働いてゐる。

四、ウイリアム・クリスチマン・ブリット

エール大學を卒業し、歐洲方面における外交智識にすぐ
れた人で、ロシア兼認の急先鋒である。而して國務省顧問で
ある。(四十二歳)

五、アドルフ・アウガスタス・バアリー

鐵道救済案の起草者として知られたバアリーは、三十六

歳の少壯學者で、コロムビア大學の教授である。復興
金融會社鐵道貸付課長である。

六、ゼームス・ポール・ウオアバトグ

ハーバード大學を卒業して、各地の銀行業に従事した金融
の權威者で、現在はバンクオブマンハッタンの副頭取である。

七、リウイス・ウイリアムス・ダグラス

アメリカ政府の赤字補填のため、政費節約案をたてた人で
財務省豫算局長である。(三十八歳) 學歷としては、
アマハト大學を卒業したる後、ボストンのマサチューセツ工
科において採礦冶金學を研究した。

八、ダートン・グッダーハム・アチエソン

エール大學及びハーバード大學を卒業して、法律実務に従
事した人で、財務省財務次官である。後ち(一九三三年
十一月十五日)

ウィーデイン長官の桂冠と共に其の職を去った。(四十一歳)
九 フランシス・パーキンス

アメリカで最初の婦人大臣として、労働長官である。ペンシルバニア大學及びコロンビア大學を卒業し、社會事業に活動し、ルーズベルトが知事時代に、ニューヨークの産業監督官として、其の手腕を認められた。元來彼女とウオレス(農務長官)とモルゲンソウ(財務長官)の三人は、ルーズベルト家の一家族として待遇せられておた伍の信任の厚かつた人である。(五十歳)

一〇. チャールス・ウイリアム・タウシツグ

貿易と関税の専門家で、砂糖事業界の重鎮である。

一一. ヘンリー・モルゲンソウ

コロンビア大學で經濟學を講じておたが、モレー教授と同

じくルーズベルトの選挙戦に、其の幕下の参謀として全力を傾倒したものである。其の功によりウオレス農務長官の下で、農事金融局長となりたが、其の後ウィーデイン財務長官の賜暇休養(一九三三年十一月十五日)に際し、財務次官に轉じ、長官代理となり、一九三四年一月一日ウィーデイン氏の辞職許可と同時に長官となりた。

モレー教授は大統領の獨裁権の法律的解釈に盡力したが、モルゲンソウはルーズベルトの全般的政策の可能性について最も功獻してゐると云はれてゐる。(四十一歳)

右十一名は主要メンバーである。其の外
一 モールドカイ・エデキール

現農務省經濟顧問で、前スーランド大學經濟學教授である。

ニ ジョン・デツキンソン

現商務次官で、アマハースト大學の歴史教授で、又ハーバード大學の政治學の教授であつた。(三十八歳)

三 フエレキツス・フランクファーター

ハーバード大學を卒業して、嘗て陸軍次官及び労働次官となつたことがある。又ハーバード大學で法律教授でもあつた。

(五十歳)

四 イヌマヌエル・アレキサンダー・ゴールデンワイサー

コロンビア大學を卒へ、嘗て移民局顧問、國勢院顧問、農務局顧問となり、後聯邦準備局に入った。(四十九歳)

五 ウイリアム・スタール・マイマス

現農務局顧問で、プリストン大學の教授である。(五十五歳)

六 エム・エル・ウイルソン

現小麦生産課長で、モンタナ州立大學の農業經濟部主任教授である。

七 ジョージ・エフ・ワレーン

現商務省顧問で、コーネル大學の農業經濟及び農業經營學の教授である。

八 ゼームス・エツチ・ロヂマース

現商務省顧問で、エール大學の政治經濟科長である。

九 ジョン・デツキンソン

現商務次官で、前ペンシルバニア大學の法科教授である。

一〇 ハーワード・イー・バブコック

現農務局長次席で、前コーネル大學市場教授である。

ニ ヘルマン・オリハント

現農務局總參事官で、前ジョーンホブキンス大學教授
である。

二、ハンソー・オー・ハダソン

現常設仲裁裁判所アメリカ委員で、前ハーバード大學
國際法教授である。

三、ダブリュー・エム・ダブリー・スプロウ

現州際商業委員顧問で、前テキサス大學經濟學教
授である。

四、イサドル・ルービン

現労働省労働統計監督官で、前ミゾリ大學經濟
學教授である。

五、オー・エム・ダブリュー・スプレーグ

前ハーバード大學財政、銀行教授で、財務省長官ウ

ーデインの最高顧問であったが、其の後ウーデインと

連袂辞職した。(一九三三年
十一月廿一日)

六、ジョージ・エフ・ゾーク

現教育局監督官で、前ペンシルバニア州立大學現代
史教授である。

七、アーサー・モルガン

現テネッシー平原監理局長で、前アンチオクカレッジ總
長である。

八、ハーコート・エー・モルガン

現テネッシー平原監理局員で、前テネッシー大學農科
教授である。

九、リンゼー・ロツヂマース

現復興局産業顧問で、前コロンビア大學公法教授であ

フアール・ダイン・ハーワード

現復興局参事で、前ノースウエスタン大學經濟學教授である。

等二十名がある。これに合計三十一名となる。

右の外に

(一) 私設最高顧問

(二) 私設最高顧問
がある。それは

外交顧問の

産業統制の権威者

選挙の神様といはれ、郵政院長

ルイズベルトがニューヨーク州上院議員
に打って出たときから二十二年間、秘書である

である。

エドワード・マンデル・ハウス大佐 (五十七)

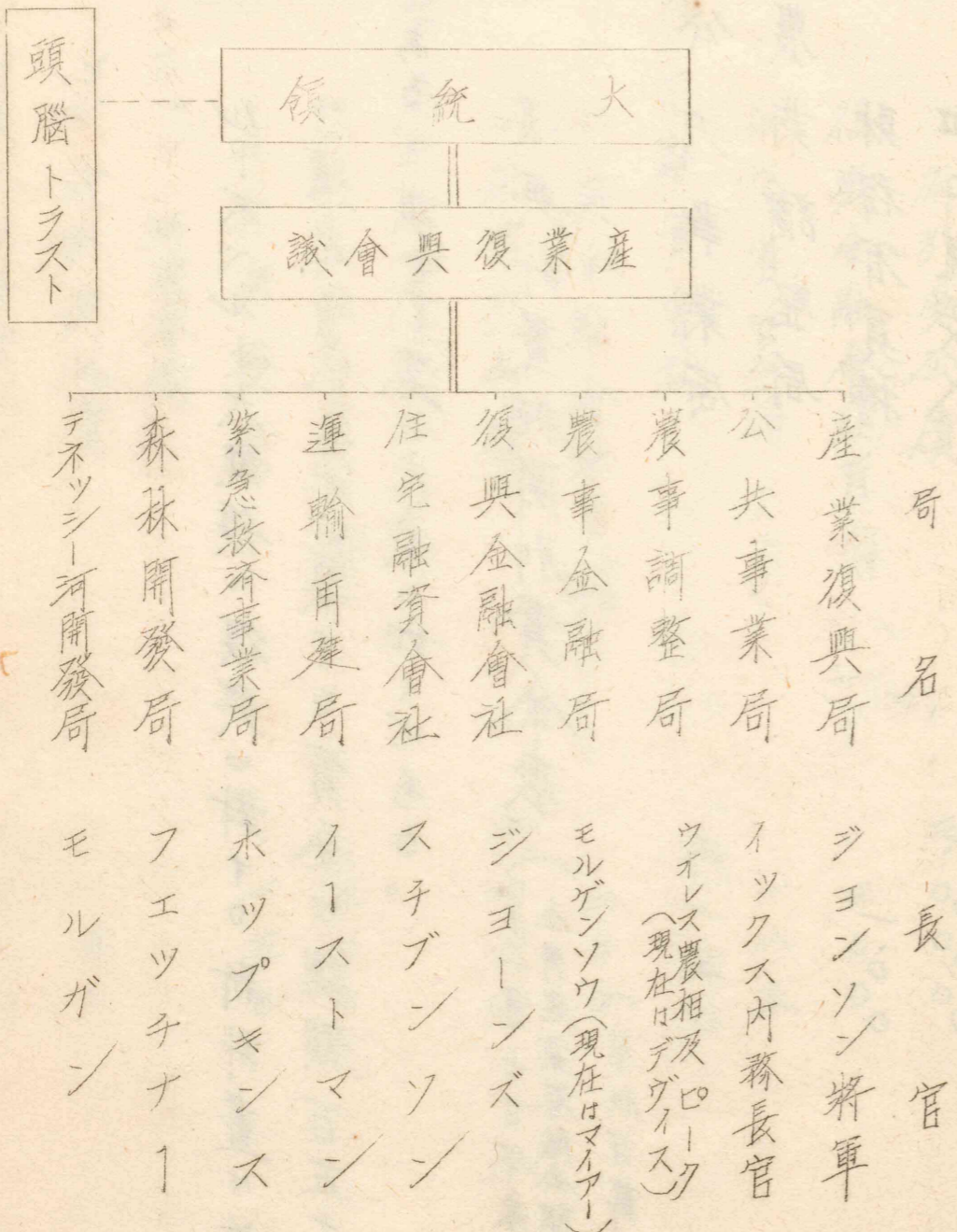
バーナド・マンネス・バラック (六十)

チエームス・エー・フアレー (四十)

ルイズ・マク・シリ・ハラ大佐

今復興統制機関を圖示すれば尤の如くである。

産業復興統制機關



復興計畫
に要する資
金總額

に上るのである。其の内容は九表の如くである。

ルーズベルト大統領の復興に對する新計畫は前述の通りにして、二に要する資金は總額百五十億弗

復興計畫機關別資金表

(十一月十日發表の
全國産業審議會調査
(單位百萬弗))

公共事業局

三、一五〇

農業調整局

財務省負擔

一〇〇

加工稅收入

一〇〇〇

七

農業金融局

政府引受公債

二〇〇〇

復興金融會社負擔

三〇〇

財務省負擔

一八五

住宅融資會社

復興金融會社負擔

二〇〇

政府引受公債

二〇〇〇

緊急救済事業局

復興金融會社負擔

五〇〇

森林開發局

二五〇

テネシシー河開發局

政府引受公債

五〇

聯邦預金保險會社

二、〇〇〇

計
復興金融會社
融資可能金額
合計

一、七三五
三、三〇〇
一五、〇三五

農村救済法と
産業復興法
の解説

八

右の内最も根幹的のものは、農村救済法と産業復興法（まこと商工）である。

(1) 農村救済法 は九の三部に分たれる。

(1)
農村救済法

第一部 農産物價引上條項

農産物價を戰前（一九〇九年—一九二四年）の水準に引上ぐ

る目的を以て、必要なり主要農産物の減産を行ひ、其の減産に對しては、補償金を交付する。其の財源として農産加工税を賦課するの権限を附與せりものである。

第二部 農業貸付條項

農村負債を軽減し、所謂抵當流氷を防止する爲、二十億弗の公債を發行し、ニルによつて農村を金融方面より救ひ出さんとすものである。

第三部 通貨膨脹條項

此の部は所謂通貨独裁法である。第一部及び第二部が直接に農業に關聯した規定であるが、此の部は一般の信用膨脹政策であつて、ルーズベルト大統領の「新計畫」中でも最も注目すべきものである。而して本部はルーズベルト大統領と上院インフレ派との合意に基き、農村救済法案に對する修正付帯

案として、議會に提出され、大多数を以て通過したもので、世に所謂トーマス修正案が此ルである。此れを四節に分つて此れが出来る。

A. 大統領は財務長官をして、聯邦準備銀行をして、オープンマーケット・オペレーションにより、三十億弗までの國債買入を為さしむるの権限を與へ、若し此の協議が失敗するか、或は実行不充分なりしきは、三十億弗までの政府紙幣を發行するの権限を財務長官に與へり。

B. 五割を限度とする弗貨の金純分切下げの権限を與へらる。此れは所謂平價の切下、弗貨の價值を切下げ、此れにより物價を引上げ、一方債務の切下を行はんとするものである。

C. 向ふ六箇月間二億弗を限度として銀による戰債を認め

ること。

D. 右銀を引當に銀券を發行し、合衆國債務の支拂に充つ、該銀券の兌換に應ずべく該銀を以て銀貨を造幣局の規定に従ひ、鑄造すること。

(四) 國家産業復興法

A. 全産業部門を通して、協調運動を振興する爲、此れに必要な機関を設置し、以て復職率の増大、労働時間の短縮、此れに相當する賃銀の調整、不公正競争及び無統制なり過剰生産の防止を計ること。

B. 概算三十三億弗を投して、有效適切なる公共事業を興し、併せて出来るだけ多数の就職を助長すること。此の金額により三百萬人の失業者を救済する計畫である。

64といふのにある。今簡単に其の全貌を示せば次の如くである。

國家産業復興法の全貌

國家産業復興法は一名を産業統制及び公共事業法といふ。五月十七日（一九三三年）大統領の特別教書と共に該會に提出せられ、同廿六日下院通過、六月十日に上院を通過して該會閉會の六月十六日に大統領の署名を終つた。

この法律はその名稱が示す如く二つの部門に分れ、第一編は産業の統制法を、第二編は公共事業の振興策をそれぞれ取扱つてゐる。

畫期的變化

國家産業復興法に限らないが、ルーズベルト大統領が特別該會の協賛を得て樹立した非常時克服の對策はアメリカの經濟機構に畫期的變化を與へるものとみられてゐる。經

濟界に對する政府の關係はたとへ一時的にしる根本的變化を示すことになると謂はれ、聯邦政府はその政策の決定上中央集權的に絶大なり統制力を有することになつた。

殊に國家産業復興法はその第一編において商工業界に生産、價格、賃銀及び労働時間に関する協定を締結せしめ、政府がその統制に乗り出すことを規定してゐる。これは結局一八九〇年以來アメリカの經濟界に重きをなしたトラスト禁止法を事實上一時の停止する結果となり、これだけでも一大變革である。更に政府當路といふところによれば、この法律の底流にはこの法律をして過去の自由競争の經濟機構から統制計畫經濟への確實且つ恒久的な出發の第一段階たらしめんとする希望と信念が流れてゐるといふ。

65 同業組合規約

さて國家産業復興法第一編を今

66 少しく詳しく検討するに、其の第一條によれば、

- (イ) 州際及び外國貿易の自由通商を阻害し、其の量を減少せしむる傾向を有する障害を除去し
- (ロ) 産業部門における産業組織の協同行爲促進による公共の福利の増進
- (ハ) 政府の適切なり認可並に監督の下に、労資の協調の誘導維持
- (ニ) 不公正なり競争の慣習の排除
- (ホ) 諸産業の現在生産能力の可及的最大限度
- (ヘ) 不當なり生産制限の除去 (一時的に必要なり場合を除く)
- (ト) 購買力増進により農工生産物の消費の増大
- (チ) 失業の減少並に救済
- (リ) 労働水準の改善

(又) 其の他の方法により産業を復興せしめ

(ウ) 天然資源を涵養すべきこと

を以て國會の政策とする旨宣言してある。

其の方法として先づ大統領はこの法律の実施機関を設置し、これに従事の官公吏任命又は奉仕者の奉仕申出で受諾の権限を附與せらる。その出す所は何であるか。

先づ第一に大統領は同業組合を重視する。而して一個又は一個以上。同業組合間に協定される規約を檢閲裁定する特権を與へらる。大統領はこれ等同業組合が個々の商工業を眞に代表するものと認め且つこれ等規約が企業の獨占を招來するか或は中小商工業を壓迫する虞があるかと認められた場合にこれを認可する。

かくて消費者、競争者、被使用人その他公共の利益を保護し、
67 一方これによつて商工業界の不正競争を防止するのである。それ故に

一旦大統領の認可を得た規約は、その同業者間における公正競争の標準となり、この標準に違背する行為は、不正競争又は不當行為として處置せらるる。更に大統領は自ら必要と認めたる場合に或る産業部門に公共の利益に背馳する不當行為ありと訴へに接したる場合、此等産業部門に對し、公正なる競争を助長するための規約作製を命ずることも出来る。

次に大統領はこの法律の目的遂行上有效適切なりと認めたる場合、商工業個々の當業者間、又は労働団体、商工業者団体間における諸種の任意制に査閲裁定し、又は自ら進んでその協定締結を督促する事も出来る。

更に重要なことは、企業の自由にも制限が加へらるることになつておることである。即ち大統領が公正競争を助長するため或る産業部門に特許制度の必要と認め、一定機関に諮問の後その宣布

をなしたりする場合、その宣布上定めらるる一定の期日以後にはその指定する産業を企畫したり、その産業に従事するものは、特許のない限り許さるべしといふのである。

労働者の団体保護 一方國家産業復興法は労働條件其他労働契約の公正を期し、かくて不正競争を防止するたの労働者の團結を保護する方針を樹て、おる。即ち叙上の同業組合の規約、協定等の制約に當つては尤の三條件を考慮に入らなければならぬといふ規定になつておる――

一、労働者は団体を組織し、又この団体により労働契約取極めの権利を有す。

一、但し労働者又は求職者は労働団体加入を強制せらるゝことなく、又自ら選擇加入の労働団体よりの脱退を強要せらるゝことなし。

一 傭主は大統領によつて裁定スル命令せられた最大労働時間、最低賃銀率その他労働条件に同意することを要す。而して労働条件に関する標準を規格統一するのために、傭主及び被傭者間によく協議の機会を與へ、其の標準が決定し大統領の裁定を得たり後は、この標準を労働条件の標準と認め、これに違背すること許されぬ。かゝる労働契約の取極めのない産業部門に對しては、大統領がその労働状態を調査の上、これに基き、その労働条件の決定に當り組合規約の決定を相減する権限を與へらる。

直接的就職助長

以上は主として國家産業復興法の第一編についてみた話であるが、第二編についても一應検討してみよう。これは表面公共事業を振興するものであるが、これによつて労働階級は更に実質的の利益を受けらるることになる。大統領の教書の中

にも、「直接に労働者の就職を助長する計畫の第一歩を踏み出すために云々」と断られており。現に本法の成立によつて、十月一日までに四百萬の失業者が復職することになりと言はれ、又海軍長官スワンソン氏は、この法律の下に愈々海軍の三年建艦計畫に着手することを聲明し、同時に造船職工の復職を出來得る限り速かに実現する旨言明した。同長官の言によれば、造船諸紐費の八割五分までが職工の入件費でありといふ。

この法律に基き計畫遂行のため大統領は、聯邦緊急公共事業管理局を設置し、その従事員任命権を與へられており。

三十三億弗の公債

而して公共事業管理局は、廣汎なる建設計畫を用意して、各州廳市廳に於て他の公共團體に對し公共事業建設費の三割までと補助する権能を與へらる。ここで公共事業といふのは、

(一) 公道、自動車道路、公園道路、公共建築物等の新設修理、改良。

(二) 天然資源の保護、水道及び水力の利用統制、土壤荒弊の防止、電力の配給統制、水路及び港湾の改修及び構築。

(三) 低級家屋及び貧民街の公財管理統制。

(四) 其の他公共の利益を保護するため公共団体が直接計畫するか公共団体補助の下に行はる事業等を指すのである。殊に公共道路の建設のためには、大統領が各州廳に對し、總額四億ドルまでの補助と與へる権限を持つてあり。

この尨大が公共事業振興策に要する資金の總額は三十三億ドルと見積られ、政府はこれを公債で募集して支辨するのである。

而して三十三億弗の支出内譯は

- (一) 二十億弗 州及各市町村の土木事業補助
- (二) 四億弗 聯邦國道建設
- (三) 九億弗 聯邦公共土木事業、河海港湾、軍艦建造其他

財源の一部捻出 然レ公債の取扱にも金は要る。例へば三

十三億弗の公債に對し政府は毎年二分半づの減債基金を設定する計畫である。大統領はこれを對してその教書において

慎重かり計算の結果公債取扱上の必要額として二億二千萬弗の新規支出を要求し

した。而してその新規支出の財源を所得税及びガソリン税の増徴によりこゝとした。

14 産業復興法の存続期間 15 産業復興法は原則として
て実施後二年目の終りまで效力を持続することになつてゐるが、此
の期間前といへども大統領の宣言又は國會が共同決議により
非常事態終了せる旨宣言したるときは直ちに其の效力を失ふ
ものである。

九

此の國家産業復興法を施行するがため、

産業復興
に關する機關

(1) 中央機關

(1) 中央機關
として、産業復興局、産業復興審議會及び

諮問機關として、労働、産業、消費者の三審議會を設置した。
其の機構の大要は九の如くである。

(A) 産業復興局

(A) 産業復興局

長官は世界大戦當時参謀本部補給局の組織者として知られたヒュー・エス・ジョンソン將軍である。而して此の局には長官の外、若干名の副長官がある。副長官は各産業を分擔して、同業組合規約審査、一般聽問會の司會等を行ふ。長官及副長官は各々顧問若干名を持つ。此の下に九の部がある。各部長を置く。

法規部

組合規約部又は總務部

調査企畫部

一般關係部又は統制部

輸入部

次に産業復興局の最高監督機関として

(B) 産業復興審議会

(B) 産業復興審議会

があり。其の構成は次の如くである。

議長 商務長官

司法長官

内務長官

農務長官

労働長官

豫算局長

復興局長

聯邦通商
委員會議長

尚ほ此の外に

(C) 諮問機関

(C) 労働、産業及消費者の三諮問機関
がある。

(1) 労働審議会

(1) 労働審議会

議長はレオ・ウォルマン教授にして、顧問には労働

總同盟のウィリアム・グリーン氏、米國炭坑同盟のジョン・レーヴ

イン氏、カドリツク社會事業のフランシス・ハース氏等鮮々たる人物

を網羅してあり。同局の任務は要するに「相談役」である。従つて

産業法典の審議に當り、局長官に之を嚮呑にさせることは出来な

いが、労働諮問の勸告案は常に重要視され、労働者の地位向

上に貢献した所頗る多い。賃銀の増加、労働時間の短縮は、

抑も産業復興本來の目的である。各産業部門は法典において

従来五十五時間乃至六十時間の労働週間が四十時間前後に短縮され、最低賃銀が七弗から十五弗見當に増加してゐるのは、此の労働審議會の功績である。

(2) 産業審議會

議長はスタンダード石油會社社長ウォルター・デーグ

ル氏であり、其の使命は雇傭者側の主張開陳に遺憾なきを期すためである。顧問中の五六人は常にワシントンに滞在し、各産業部門の組合と密接な連絡を保ち、産業法典が出る毎に詳細なる報告書と提出する。

(3) 消費者審議會

議長はメリー・ラムゼー女史であり、産業法典施行の結果を月々調査し、全米三千萬の家庭に報告するが此の會の

實際的使命である。故に會には技術課があり、各法典が消費

者階級に如何なる影響を與へるかを調査してゐる。更に告示課と設け、生産費並に市場の状況を絶えず一般消費者に通知する方法を講じ、進んで消費組合の組織等に盡力せよといふ計畫である。

(4) 地方機関

産業復興局は要するに参謀本部である。復興

運動を全米四十八州に擴充すには中央組織と相俟つて、地方の機関を設置せねばならぬ。七月二十日、ジョンソン長官は布告を以てたの如く地方機関の構成を發表した。

(A) 地區復興局

(A) 地區復興局 商務省の管區を基礎として、各管區毎に復興局を

設ける。

79 工業、小賣業、卸賣業、銀行業、農業及労働社會事業

80 各方面の代表七名より成り、大統領之を任命す。委任されたる範圍で地區に関する産業復興局の権限を執行し、復興材の蒐集、中央への勸告に當り。

(B) 州復興局

各州に設けられ、九名の代表から成り、構成権限は地區復興局に準ずり。

(C) 州協議會

州復興局の諮問機関として州協議會を設けり。

(D) 地方委員会

(ハ) 地方委員会

此等産業復興局直屬の地方機関の外に、地方自治体と基礎とする地方委員会が出来てあり。ジョンソン長官は産業復興法施行の初期に當り、全米一萬二千の地方自治

團體へ呼び掛け、不景氣退治の闘争を實踐すため、地方委員会を設けりやう要望した。

此の要請に基いて出来たのが地方組織案で、リッチモンド・メーソン・マンガム氏の立案にかゝる全く軍隊式の編成である。

先づ全國一萬二千の各自自治体における有力な実業團體が執行委員會を送出し、此の執行委員會が更に大將と中將とを選び、中將は女性でなければならぬ。大將は大佐三名を選び、大佐の下に少佐、大尉、中尉が任命されり。各階級とも七名乃至八名だ。

第一の大佐は労働課の事務を掌り。管轄区域内の産業各部門における失業を虱潰しに調べ上げ、失業者を産業部門に整理し、地方事業に就職口を探してやう。

此の他「青鷲」の徽章佩用に関する取締りに當るが労働課の仕事だ。

は宣傳、啓蒙事務に當り。新聞、雜誌、映畫等あらゆる機関を總動員して、宣傳を行ふのだ。産業復興運動の目的に関する論文、並に地方有力者との會談等を載せたパンフレットを配布したり、「青鷲」の徽章を使用する様強調した廣告ビラを撒いたり、自覺の活動と續けてお

第三の大仇

は遊説に當り。辯士の周旋を引受けたり、演説會の斡旋したり、復興運動並に失業救済が焦眉の急務なりことを各方面から強調した約三百頁の演説まで出来て

あり。これが辯士連の種本である。而して此の運動は「警察力で強制せず、國民の自發的協力に依つ」といふのが當局者の繰返す聲明である。譬へば日本において警察力によらず、民衆自らの「自警團」に依頼するといふのと

同様で、その實際的結果は、警察力に依頼する場合よりも、乱暴な強制である場合が少くない。國民の輿論に依頼するといふNRA運動に参加せざるものは政府自ら先頭に立ち、且つ熱狂的民衆運動を煽動して、之をボイコットせよといふのだから、法律的強制以上に遙かに無理が利くのである。九月十三日に行はれた一大示威運動は参加人二十五萬人、見物二百萬人で、ニューヨーク市始まつて以來の大行列といはれており。

一〇

國家産業復興法に對する反對論

ルーズベルト大統領が強行せんとす国家産業復興法は、それが革命的の試験であるため、その賛否は區々であるが、今これに對する攻撃論の代表として

84 アメリカの雇傭者団体の有力諮問機関たる全米産業審議
會會長ジヨルダン氏の反對意見を尤に掲げゆり。

一、物價、生産、投資に直つて、動きのとれない細かい統
制を加へて國民の産業、通商機構に干渉せんとする努
力は、單に産業界の回復を遅らせ、混乱させるに過ぎ
ない。かゝる干渉は回復そのものを妨げないにしても、回復
が齎らされた後には、深い傷を残さすには置くまい。

二、若しアメリカの産業が、自らの直面した事態の何たるかを
知らうと欲するならば、それは「産業自らが認識すべきこ
とであつて」、ワシントン當局者からは聞き得ないところ
である。實際アメリカ産業は、政府に蟠居せり特殊グ
ループよりは遙かに經驗に富み、又將來の生命も永い。
アメリカ産業は、如何なる大學、如何なり流弊の學說より

も過去の經歷は古く、且つ時勢の實際とより密接な関
係を保有してあり。

三、然るに、現政府の産業理論はアカデミックな經濟思想の
特殊分派乃至學派から出たもので、ルーズベルトが大統領
選挙において、初めて關係を生じたゆりな學者の捻り出
した理論である。彼等は研究室に閉ぢ籠つて讀書し、
學生に講義するだけで、アメリカのみならず全世界の事
業の根幹をなす物價と生産費の實際問題には殆んど
手を染めたことのない人々である。然しながら彼等は世
間が何を感じてゐるかを本能的に感受する。而してその
故に彼等のイデオロギーは世間の前受けをすり。そして
これが世間の前受けをすれば、すり程彼等は次第に不純な
動機に動かされるやうになり。大体彼等は講堂で講義

ナリ外、彼等の力を公衆に及ぼしたニレがなく、従つて彼等は希求して己まかない。そこへ何等かの政治的キツカケで未曾有の権力が突如として彼等の手に委ねられる。それがたぬ彼等はつけあがり、ルーズに陥り。権力に對する欲求は多々益々大きくなつて、遂に公の責任感を忘るる前、後までと失ふに至り。

四

アメリカの産業は過去において内部的無智のまゝに推移して來た。今やそれは根底なき理論や、獨断や、イデオロギーにより外部より支配される人としてゐる。

アメリカの産業は、自らその睿智を以て支配するやうにならねばならぬ。

と政府の所謂専門顧問達の無經驗を攻撃すると共に、此等の役人に操らるゝ産業家に痛烈な非難を浴せて反省を

促してゐるのである。而して産業復興計畫は不可能であると結論してゐる。

第二章

新計畫の影響

新計畫。選
延と一般民衆
の要望

斯る尠大なり計畫は其の實施計畫を樹てりだけ
でも相當の年月を要する。従つて早急に實施さ
ル。目前に其の效果を見んとすりが如きは、思はざるも亦甚しと
いへざるを得ぬ。大統領の任期四箇年中は、恐らく實施計
畫に日子を費やし、其の結果は再選後一即ち次期の大統領
たりときに漸くあらはるゝ位のものであらう。
然るに一般の民衆は政府のインフレーションをのみ切望して、痺を
切らしてあり。

株價の騰貴

だから、實行に着手せぬ前から——即ち新計畫の發表を見ただけで、すぐ景氣の出たのは、例によつて株價であつた。殊に工業株であつた。

之をスチール株及工業株三十種平均に付て見るに、九の通りにして、三月初（一九三三年）に於て

スチール株

二四弗七五

なりしもの漸次騰貴して七月初には

スチール株

五九弗八七

となり、三月初に比し一回二%の騰貴となつた。又「工業株三十種平均」は三月初

工業株三十種平均

五二弗五四

なりしもの九月初には

工業株三十種平均

一〇三弗六六

となり、三月初に比し九七%の騰貴となつた。然しながらルーズベルト大統領は尙大かり計畫を樹てながら可成インフレーションにせぬやうに除々に政府事業を遂行せしめ、又公債の買入を漸次減らす。従つて一般インフレーション論者は失望する。そこで前記の如く、騰貴した工業株も漸次低落して、十一月初めには

スチール株

三七弗七五

工業株三十種平均

八九弗六二

となつた。即ち九表の如くである。

主要工業株相場表

月 初	一九三三年			一九三二年			スチール株	工業株三十種平均
	十二月	十一月	一月	十二月	十一月	一月		
價	三二	二七	二六	二四	二七	二六	價	五八
格	〇〇	〇〇	〇五	七五	〇〇	〇七	格	二〇
指							指	
数							数	
價	五二	五九	五〇	五二	五九	五〇	價	五八
格	五四	〇九	〇八	六六	〇七	〇九	格	二〇
指							指	
数							数	

八月	九月	十月	十月
五二	五五	四四	三七
五〇	三七	一一	七五
一一	二二	一七	一五
九二	一〇	九二	八九
七〇	六六	九九	六二
一七	一九	一七	一七

三

物價の騰貴

となつてゐた。此が「新計畫」の發表によつて九月には一〇三・九

%となつた。之を二月の七三%に比較するときは三〇・九%の増加

である。然るに此の物價も十月に入つては一〇一・六%となり、九

今物價に付て之を見りて二月（一九三三年）の指
 数は戦前の指數に比し七三%即ち二七%の低落

一月	一九三三	一九三二	一九三一	一九三〇	一九二九	一九二八	一九二七	一九二六	一九二五	一九二四	一九二三
一月	八	七	六	五	四	三	二	昭和元	一四	一三	一二
七五〇	八〇六	九八九	一二一三	一四四三	一五二〇	一四七五	一四八四	一六〇二	一四八四	一五三五	一五三五
一四七一	一二八一	一二一七	一四三九	一七四八	一七九八	一七八六	一八八二	二一〇二	二一七三	二〇九五	二〇九五
九二四	九四八	九八〇	一一七四	一三九六	一四八二	一五一〇	一五七〇	一六九二	一七四八	一七〇二	一七〇二
三九〇	四〇七	四六一	五四三	六二五	六三三	六三〇	七一六	五六三	四九八	四二〇	四二〇

月より二・三%の低落となった。即ち九表の如くである。

組育物價指數表

（大正四年七月を100とする）
日本銀行調

西曆	一九二二	一九二一	一九二〇	一九一九	一九一八	一九一七	一九一六	一九一五	大正四年
日曆	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	四年
組育卸賣物價指數	一四一四	一二九三	二〇八六	二一六一	二一五四	一八三六	一三八五	一一四八	一一四八
東京	二〇六〇	二一〇八	二七二八	二四八二	二〇二六	一五四七	一二二九	一〇一六	一〇一六
ロンドン	一六七四	一九〇〇	二九七三	二四六九	二二六一	二一四三	一六八五	一二九二	一二九二
パリ	三二六四	三四五〇	五〇九七	三五六五	三三九二	二五九三	一八六五	一三六〇	一三六〇

参考

西曆	日本	紐育物價指數	東京	ロンドン	パリ
二月	二月	七三・〇	一四二・八	九〇・八	三九〇
三月	三月	七五・一	一四一・一	九〇・三	三六五
四月	四月	八〇・二	一四〇・一	九〇・〇	三八四
五月	五月	九二・一	一四〇・六	九六・〇	三八二
六月	六月	九五・七	一四二・八	九八・二	三九六
七月	七月	一〇三・五	一四四・八	九八・六	三九七
八月	八月	一〇三・三	一四三・一	九八・五	三九四
九月	九月	一〇三・九	一四五・一	九八・六	三八六
十月	十月	一〇一・六	一四三・五	九七・一	三八四

四

失業者の
減少

失業者に付て見るに、九表の如く一九三三年三月、千三百六十八萬九千人の失業者が八月以後には千萬人となり、三百萬人減じたことになっており。然しこれは千萬人の失業者がある。

アメリカ失業者数表

毎月平均

(労働總同盟調査)

※ 単位千人
見込

一九三〇年

一月
四月
七月

三、二一六
三、一八八
三、七一四

當局者の保護と復興事業進行の程度

元來ルーズベルト大統領の周圍にも、インフレーション論者と健全通貨論者が對立してゐる。復興局長官ジョンソン將軍の如きも、急激に物價の引上げに反對して、

此の際餘りに無鐵砲り物價引上げを企圖する事は看過出来ない所である。最良の國民は今日決して成金を夢みる時でないことを十分諒解してゐるのである。大戦後において今回程全國の使用側が、景氣のため協同せんと希望してゐる時はないのだ。此等使用者等は、國家産業復興法に基き、互に同一産業部門内での協力を協定し、生産費以下の販賣を為さざることを納し、労賃を引上げ此に基く消

費力の増大によつて、景氣の自然の回復を圖らんとしてゐるのであるから、急激に人為的物價引上げによつて、この労賃の引上げによる消費力の増大を妨げざるやう切にお願ひしたい。(一九三三年六月二十五日)

と全國民に對し聲明した。それかあらぬか、公共事業の如きも、十三億弗の半額即ち十六億弗の使途は決定してゐるが、例へば

- 全國道路網
- 軍艦建造費
- テネッシー河開發
- 國立公園道路建設
- 森林開發
- 上下水工事

河川港湾修築
住宅、學校建築業

であるが、實際に支出した金は一億弗に達しておかない状況である。

六

公債買上
の中止

又例の農業救済法のトーマス修正に基き、五月二十四日（一九三三年）から開始した三十億弗公債買上政策も事業計畫を樹てても、實際上果して計畫通りの資金を使ひ得るかどうか疑問でありのと、金買上を將來強化せんとすり為中止した。実行した金額は五億九千五百弗に過ぎない。（十一月十七日）

七

工業家の
苦情

だから、インフレーションが今にも行はれるかの如く見えて、行かなく行はれぬ。此處で工業家の苦情を聴かう。

NRA規約実施後結果、生産費が非常に増加した。

然かも製品はそれ程高く賣れない。ストライキが頻々起る。

おまけに銀行が金を貸してくれない。これでは到底やりきれない。

農民の苦情

次に農民は、農産物價が豫期の如く騰貴せざる為、彼等はいふ。

折角インフレーション見越して上げた相場も、インフレーションをやらぬとせば、反動を来すは當然で、現に農産物は七月

以降々落しつゝある。農家の購入する製品の値段は毎日高い。

借金の重荷も一向に楽にならぬ。此の際是非インフレーションと断行してしまひたい。若し折角議會が委任した権限を大統領が使はないのであれば、吾々は来年（一九三四年）一月の議會に別個の法案を考慮せねばならぬ。

八

農民のインフレーション要望と示威運動

次で十月二十日（一九三三年）、ミネソタ州セントポールで全國農民大會を開き、インフレーション政策の頓挫により農民の難境と政府に抗議し、農産物價の引上、農村債務償却を可能ならしむる新政策を促進せんが爲、同月二十一日正午を期し、

二十五州の加盟農民は農産物販賣及債務支拂を拒絶し、生活必需品のみ最低限度に購買する所謂農村罷業と宣言した。此の農村罷業の指導者達はワシントンに於てルーズベルト大統領に直接談判を開始した。ルーズベルト大統領は二十日午後閣僚を招致して慎重審議を重ねると云ふがあつた。

九

大統領の政策方向轉換

其の結果、ルーズベルト大統領の政策は、方向轉換せざるべからざりしやうなつた。それは新通貨政策の樹立と國家産業復興法の実施計畫の一部緩和であつた。

108 新通貨政策は章を改めて説くこととし、先づ國家産業復興法の一部緩和を次に述べゆ。

一〇

小町村のため
國家産業復興
法実施計畫の一
部緩和

十月二十四日、産業復興局長官ジヨンソン將軍は、國家産業復興法実施計畫を緩和すため、人口二千五百以下の町村に限り、これを適用しないこととす旨、言明した。此の変更は

農村罷業の開始以前既に決定を見ておたものである。其の理由は、二千五百人以下の小町村においては、産業復興法に定められた高率貸銀の支拂は、商人にとつて困難乃至不可能で

あることが判明し、更に復興法は既に九割方実施されたからである。余は農村罷業に躊躇することなく、各種産業に對する規納の実施を續行す心算である。

第三章 ルーズベルト大統領の新通貨政策

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

大統領の方
向轉換と、
新通貨政策
の聲明

ルーズベルト大統領は十月二十二日（一九三三年）の
夜、ラジオを以て新通貨政策を發表した。これは
を計畫しつゝ、ありに、一般民衆は急速にインフレーションを要望す
る。大統領が黙つておれば、農民等は暴動も起しかねない状
態である。そこで大統領は農民の憤怒を平ためるため、「農産物
價」を急速に引上げんとして、新通貨政策に方向轉換を試み
たのである。其の要領は尤の如くである。

政府の産業復興政策は、着々成功の一途をたどりつつあり、農
産品價格も兎も角騰貴してゐるのである。政府は政府クレヂ
ットの繼續並に健全なり通貨政策の維持を訴すりに躊躇

せず。且つ物價回復後において弗貨平價を改定するにあらう。更に金の禁止に關しても、政府は必要の場合、世界市場より金を買取り、又は賣放ち、金禁止政策の適切なる實際的緩和を計る方針である。此は一貫せる政策であつて決して一時の彌縫策としてではない。蓋し我國の弗貨は國際市場の影響を受けると頗る鋭敏で、此に産業復興政策が禍々たることが多い。よつて米國は確固として、弗貨の金價により價値を統制する力を保持せざるべからず。此は弗貨の動搖により、我國が商品價格の永久的回復といふ究竟的目標から逸脱せしめられないために絶対必要である、よつて余は復興金融會社に対し米國內において新に採掘された金を財務長官と協議した後、決定した資格を以て買入るべき権限を與へたのである、余はこれに

より物價に対する恒久的統制の確立を目指すのである。此の新政策の目的は

先づ物價を引上げる。物價を引上げるによつて費用と價格、債務者と債権者、生産と消費との間の矢はれた均衡を回復する。

にある。而して農村負債の大部分が遠く一九一五年から一九二〇年にいたる六箇年間に起因してゐるといふことによつて、恐慌以来の物價激落は、かかる債務者の負担を甚たしく大ならしめてゐる。そこでルーズベルト大統領は物價引上げの目標としてゐるところは一九二六年の物價であると考えられてゐる。これが理由は、此の年の物價

(一九二四年を一〇〇として一九二六年は四八四である)が、比較的平靜であつた時期の平均に

大統領の通貨政策に対するケメライ教授の批評

ニ
此処でルースベルト大統領の通貨政策に付きマ
ネードクターとして世界的令名あるブリストン大
学教授ケメライ博士が発表した（一九三三年十月十四日）ステートメント
を見やう。

○

今後購買力及び負債償還力において

變動のない弗

を建設維持したいと云ふ大統領の希望は總ての健全通
貨論者の同情するところである。商取引の大部分が長
期負債契約を基礎にして行はれる世界において殊に千

億弗の生命保険契約高に加ふるに戦後百億弗の負債高
の現存するアメリカの如きにおいては貨幣單位の購買
力の價值安定は極めて望ましいことである。それ故に
吾々が不幸にも不換紙幣國となつてゐる今日では、弗
紙幣の價值を支配する手段として、

政府又は半官的の活動で金の賣買を行ふ政策
を採用するのは英國が最近採用した累次の政策が證明
した通り賢明な遣方なのである。

一般民衆は「管理通貨」といふ言葉に不當に驚いては
ならない。近年における一切の通貨は多かれ少かれ管
理されてゐる、金本位通貨そのものでさへ公開市場政
策、中央銀行の割引政策その他の方法で相當の管理が
行はれてゐるのが普通である。

現在においてもつとも重大なことは政府が

どんな特殊な物價水準を打立てんとするのかわ

又其水準に到達維持するためにはどんな計畫を採用
せんとするのかわ

といふ問題である、これら二つの重大問題については
大統領の演説は何等確定せる指示を與へてゐない、彼は「弗
の永久的價値は如何なるものかは余は知らないし又如何
なる人もいふことは出来ない、現在永久的價値を推定して
今後起る事實によつて變へられねばならなくなるであら
う」といつてゐるがもしこれが今日眞実だとすればそ
れは將來如何なる時期にも眞実である、紙幣本位のド
ルに対してはしばしば「歡迎的」にはれるやうな自然的
價値等といふものは存在しない、貨幣安定の方法とし

て見る限り大統領の述べたところはすこぶる意味の
廣いもので、それは保守的急進的等色々な安定計畫を
包含するに足るものである。

これらの計畫の内に教へられるものとしては金の生産分
布を支配するための

國際協調による安定案

世界主要中央銀行の共同動作による通貨安定案

所謂商品ドル案

國際複本位制案

一國家複本位制案

政府の貨幣供給量統制によつて高度に管理された永
久的不換紙幣制度案

等である、今年五月十二日の法律で大統領は廣汎な通貨政

策の権力を得たから彼は以上の計畫その外多数の計畫の内
のどれでも採用し得る法律的権限をもつてゐる。

不換紙幣はしばらく相當期間可なり安定した價値に維持されたと
はいへ實際には遅かれ早かれ

管理から離れて無統制のインフレーションに終る
のが常であつた。

通貨統制、従つて物價及び賃銀水準の統制は大部分貨幣數
量の問題たるよりは貨幣銀行政府當局に対する群衆心理的
信賴又はその信賴の欠如の問題である、貨幣及び銀行預金の流通
速度に關する問題であるから。

通貨統制の計畫は比較的短期間に乱れてしまふのが常
だ、高度に管理された通貨は政治の暗礁にぶつかる
といふ危険がある。

物價、賃銀及び負債が恐るべき階級利割によつて
影響されて一度通貨が徹底的金属本位から抜け出
てしまふとその統制は政府の善意にも拘らず合理
的科學的ではなくなつて政治的フットボルトにさ
れてしまふといふ危険が存在するのだ。

要するにルーズベルト大統領の新通貨政策も金本位
制に復歸せず不換紙幣制度を持続する限り結局イン
フレーションに終るであらうといふのである。

三

初期の金政策

此如で一、二、ルーズベルト大統領が行つ

た初期の金政策をふりかへつて見やう。

121 金貨の金塊及金證券に關してはルーズベルト大統領

は就任(一九三四年三月四日)以來其の退蔵(以上幣)を禁し違犯者は一萬弗以下の罰金又は十年以下の体刑又は其の双方を科する又金の輸出はすべて特許制を採り来つた。即ち三月五日の夜—三月九日の特別議會開會に至るまでの緊急方策として左の諸項を実施した

- 一、聯邦政府において國民に對する金供給の絶對統制権を行使する。
- 二、金及び銀の輸出を禁止する。
- 三、外國筋による金のイヤーマーク一切を禁止する
- 四、来る九日以後に至るまで全國銀行に對し休業を命ずる。

右に對する法的根拠は、一九一七年(大正六年米國が戰爭に参加の年)十月六日の條例改正第五條第二項に

大統領は其の命することあるべき法令規定に基き特許又は其の他の方法に依り一切の外國為替取引及び金銀貨又は金銀塊若くは通貨の輸出、退蔵、鑄造又はイヤーマークを調査し統制し又は禁止することを得。

と規定せられてゐるを以つて、又右條例第十六條に何人と雖も皆條例の規定又はこれに基き發せられた特許法令或は法規を故意に侵したる者及び何人と雖もこの條例の規定に従つて發せられたる大統領の命令に違反し、これを等閑視し、或はこれに従ふことを拒絶したる者は其の罪狀確定次第、一萬弗を超えざる罰金に処し又自然人の場合には十年を超えざる禁錮に処し、或は双方を併科する旨

124 規定されるを以て、三月五日緊急布告に違反したる者に対しては前記の刑罰を科し得るのである。

三月九日 — 此の日特別議會を通過し即日公布実施せられた、緊急銀行法に依り九日で満期となる銀行の休業を更に無期限に延長すると同時に、金輸出及びイマーマークの禁止を延長した。

四月五日 — 三月五日金本位離脱後一箇月にして金輸出を緩和し財務長官の特許制度に基き商取引に必要な金の交換を許可するに決した、其の要旨は

- 一、百弗を越ゆる金貨、金塊及び金券を有する者は五月一日までに右超過金貨、金塊及び金券を他の通貨と引換へに聯邦準備銀行に引渡すべきものとす。

二、国内における産業上及び商業上の必要並に外國貿易上の目的その他退蔵にあらざる合法的に必要な應ずる為め金の使用を特許する権限を財務長官に附與す。

三、本令に違反したる者には最高一萬弗の罰金若しくは十箇年以内の禁錮に処し乃至は兩者を併科す。

これは退蔵金の復帰を促進するのが真の目的であつた。

四月十九日 — ルーズベルト大統領は十九日国内の經濟狀勢に鑑み商品價格引上げを目的として金輸出禁止を復活する旨聲明した其の要項は左の通りであ

金輸出許可制の停止は即時実施されるもので、これは主として国内商品物價の引上げを目的として行はれたものである。但し余は商品價格の引上げは確たる統制の下に実施されることを欲し、無統制に暴露するを許さない。来るべき國際經濟會議も亦アメリカ財界並に實業界の正常的基礎を再建すべき經濟政策の一部を構成するものである。余は全世界が再び金本位制に復歸すべきことを希望する。勿論新たなる金本位制の下においては通貨発行に対する金準備率は自ら過去の金本位制と異なるところあるはいふまでもないが、金本位制の再建こそは世界通貨情勢を安定すべき最良の方策である。

而して財務省が本日午後其の施行細則を發表したが、その要点は左の如くである。

- 一、外國勘定によるイマールマークを禁止す。又金貨金塊若くは金券のアメリカ合衆國並に其の法規に従ふべき土地よりの輸出を禁止す。
- 二、但し財務長官は其の認定したる、外國政府、中央銀行或は國際決済銀行のためにイマールマーク又は保管せる金貨若くは金塊の輸出に対し特許状を發行することあるべし。

- 三、又財務長官は再輸出の目的を以て輸入せられたる金又は金を輸出するといふ協定の下に金を含む原料を輸入せる精煉業者の通常營業上必要とする适当數量の金の輸出はこれを許可することあるべし。

四、又財務長官は本條例が適用された以前に締結された契約の履行に實際上必要なる金の輸出は許可することあるべし。

但し其の許可を申請する者は四月五日の條例を遵奉し政府に対し金貨、金塊、金券を引渡したる者に限る。

五、又財務長官は公共の利益増進のため必要なりと見做さるゝ取引に対しては大統領の認可を得たる上において金の輸出を許可することあるべし。

六、財務長官は外國為替取引を取締る権限を附與さる。此の突如として行はれたる本格的金本位離脱は左の目的に出でたものと見られる。

一、世界の情勢に応じて内地物價を引上げること。

二、弗の対外價値を人為的に維持することを排し國內における全幅的金融拡張を便ならしめること。

三、ワシントン豫備會商及び國際經濟會議における他國との金融問題討議に際して、アメリカの地位を有利にすること。

四、大統領の必要と認むる方策に基いて物價を統制し以て議會における無統制なるインフレーション運動を阻止すること。

ルーズベルト大統領は六月ロンドンにおいて同かるべき國際經濟會議のためワシントン豫備會商を爲すべく四月七日十一箇國に向つて招請状を發しその各國代表委員等が渡米の途中に此の舉ありしたため殊に英佛兩國において不快を感じ此の會商は始めより失敗に歸するものと見

130
ら北た。

五月二十六日——ルーズベルト大統領はアメリカ合衆
國通貨を金より独立せしむるため合衆國現行の金本位
制度諸法規を廃止する緊急決議案なる名目の提案がア
ラバマ州選出民主黨下院議員ヘンリー・ビースト
ゴール氏をして下院に提出しめた此の決議案は提出前
日（二十五日）閣議で全員の同意を既に得たものであ
つた。

此の金本位離脱法案は

金約款を廃し、法貨に依る債務の支拂を許可する。
ものにして、米國はこれによつて完全に金本位を離脱
したる訳で、國際經濟會議を前にして急速可決し六月
五日大統領は署名裁可した。

四

八月二十九日
の新金法

ルーズベルト大統領は國內産金業者の要望に基き
産金業者をして、海外における金價格暴騰の利益
に均霑せしむる機會を與へるため、現行金輸出禁止令を一部緩
和し、新産金についてののみ、其の輸出販賣を許可することに決
し八月二十九日（一九三三年）新金法令を發布した、其の要綱は

- 一、 財政長官に対しアメリカ國內の鑛床より産出されたる
金を委託販賣の目的を以て受領する権限を附與す、
但し右は大統領が新産金に対して制定することあるべ
き規定に準據するを要す

131
二、 新金法令を防護するため、現在の金退蔵に関する規定

を更に嚴重にする

の二項目を骨子とする。此の結果、金の購買を為し得る者は外國の購買者

美術並に工業用として金の購買を許可されたる者に限られ、金貨、金塊及金證券の保有は百弗

に限られ、之を超過して保有することを禁止した（百弗を超過する金額は十五日以内に政府に通告するを要し、其の退蔵は三十日以内に一切禁止さるべし）

此の時の財務省当局の計算に依れば、従来造幣局への法定賣却價格は一オンスニ〇弗六七仙に比し海外に輸出すれば一オンス三十弗内外で賣却し得る見込であるといふ。

五

新通貨政策
による計畫の
第一次実施要
綱

今回の新通貨政策聲明に基き、通貨水準統制の爲、国内産金買上げを十月二十五

日（一九三三年）より実施することに決定し、其の要綱を二十四日迄の如く発表した。

一、政府は復興金融會社をして、二十五日より国内産金買入及び賣却に當らしむ。

二、買入價格はロンドン及びパリの金自由市場相場を考慮して日々改定発表する。

三、二十五日の最初の買入價格は同日株式其の他諸市場の開場時刻以前に復興金融會社役員と財務當局との協議の上発表する。

四、財務省は従来米國の新産金の外國への賣却を聯邦準備銀行をして取扱はしめ来たつたが、二十五日から、外國市場より不利ならざる相場で購入が開始されるから、従来の如き取扱は不必要と認め廃止する。(即ち八月九日付新産金輸出に関する行政命令の廃止である)

此の聲明に基き十月二十六日大統領令を以て金買上に關したの如き布告を發した。

- 一、造幣局試験所は復興金融會社のため、新産金購入をなすことを得。
- 二、買入価格は復興金融會社の公表値に従ふこと。
- 三、金を加工使用せる物品の對外輸出は之を許可する。
- 四、前記諸項と抵触する八月二十九日付大統領令は之を廢止する。

越えて二十七日復興金融會社長ジョーンス氏は政府の命令による産金買上の為、所要資金として九十日拂特別債券五千萬弗(利子四分一%)發行を政府より承認された旨發表した、右は當座の買入資金に充當さるべきもので買入額の増加に伴ひ第二第三次の發行が豫想されて居り従つて最高額は十億弗にして之がインフレーションの有力な一部を構成するであらうと見られてゐる。

六

右政策の實行による國內産金買上

國內新産金買上及國家産業復興法変更が農村罷業の對策であることは明かである。所で産業復興法が多少でも行はるゝときは、生産品が高

くなる。元来米國は輸出國であるから、國家産業復興法を実施しつゝ、海外進出を企てる限り外國品との競争上、どうしても為替相場を引下げねばならぬ。此処に國際為替引下戰爭の發展を見るであらう。兎に角、新通貨政策第一次の實行による、國內産金買上値段は幾何であつたかを見よう。

新通貨政策により十月二十五日（一九三三年）米國産金買上値段は一オンス三一弗五六仙と發表した。これを前日の政府建値即ち金融會社買入價格二十九弗八〇仙に比すれば一弗五六仙の引上げで、法定價格二〇弗六七仙に比すれば一〇弗六九仙の引上にして、通貨の價值は大割六分に低下したと、なる。参考の爲當日のロンドン、パリ、ニューヨークの金塊相

場を圓に換算すれば左の如くで余り開きがなかつた。

ニューヨーク	一三、四四〇
ロンドン	一三、一三〇
パリ	一三、二八〇

かくて、産金買上値段は左の如く 同上による一弗の通貨價值

十月二十日	三一、三六〇	弗	六五九
二十六日	三一、五四〇	〇	六五五
二十七日	三一、七六〇	〇	六五一
二十八日（土曜）	三一、八二〇	〇	六五〇

と徐々に引上げてゐたが、一旦價格引上と決定する以上は少しでも高い値で賣りたいのが人情で、買上が捗々しく行かない。十月二十五日産金買上開始以来一週間で約百万弗位のものであると推定せられた。こゝ

な事では仕方がない。

七

新通貨政策
の第二次計
畫

そこで、第二次計畫を樹てた、それは海
外市場で金買入をなすことである、十月
二十九日（一九三三年）ルースベルト大統領はホワイト、ハ
ウスにおいて、

聯邦準備局總裁

ブラク

復興金融會社々長

ジヨーンズ

財務次官

アケソン

ニューヨーク聯邦準備銀行總裁

ハリソン

農業金融局長

モルゲンソウ

教授

ワールン

の十名と非公式會議を開いた後

教授

ロジマース

ボワリ貯蓄銀行頭取

ブルアー

ニューヨーク準備銀行

クレーン

全

ケント

政府は復興金融會社を通じて、外國市場において金
を買入るべく新機關を設置せんとしてゐる。

昔發表した

十一月一日金融復興會社社長ジヨーンズ氏は右買入政策
につき、

復興金融會社は聯邦準備局に対し一九三三年十一月

一日以後輸入さるべき「外國金」の支拂に當てる為

復興金融會社債券を処分する権限を附与した、聯邦

準備局は金買入に對する米國政府の唯一の機關で金買入値段は、二日聯邦準備局から公表されるであらう。
と聲明した。

八

其後の金買入
の金買入の値段

十月三十日(一九三三年)	三、一九六	同上	三、一九六
三十一日	三、二、一二	同上	三、二、一二
十一月 一日	三、二、二六	同上	三、二、二六
二日	三、二、三六	同上	三、二、三六
三日	三、二、五七	同上	三、二、五七
四日	三、二、六七	同上	三、二、六七
かくて其後の金買入値段は		同上	
十月三十日(一九三三年)	三、一九六	同上	三、一九六
三十一日	三、二、一二	同上	三、二、一二
十一月 一日	三、二、二六	同上	三、二、二六
二日	三、二、三六	同上	三、二、三六
三日	三、二、五七	同上	三、二、五七
四日	三、二、六七	同上	三、二、六七

六日	三、二、八四	〇、六、二九
七日	三、二、八四	〇、六、二九
八日	三、三、〇五	〇、六、二五
九日	三、三、一五	〇、六、二四
十日	三、三、二〇	〇、六、二三
十一日	三、三、三二	〇、六、二〇
十三日	三、三、四五	〇、六、一八
十四日より	三、三、五六	〇、六、一六
十八日まで	三、三、五六	〇、六、一六
二十日	三、三、六六	〇、六、一四
二十一日より	三、三、七六	〇、六、一二
二十七日まで	三、三、七六	〇、六、一二
二十八日	三、三、八五	〇、六、一一

三三、九三 〇、六〇九

十二月一日より

十六日まで

十八日より

三十日まで

三四、〇一

〇、六〇八

三四、〇六

〇、六〇七

と買入値段を漸次引上げた、そこで此の三四弗の六仙と法定價格ニの弗六七仙を比較するときは一三弗三九仙の引上げにして、通貨價值は大割の分七に低下したること、なる。又十月二十五日の買入値段二一弗三六仙に比較するときは一三弗六の仙の引上となる。

而して此の金買入値段は今の処國內物價に余りに影響せぬ故に結局四の弗迄行くであらう、それは大統領が許されたる通貨独裁権の金純分五割切下矣迄ゆくの

あらう、そこまで行つて國內物價が高騰せぬ以上、の独裁権を断行せざるを得ないであらうと觀察されてゐる。

四 金買上の資金と買入高

又復興金融會社社長ジエス・ジョーンズ氏
発表 (一九三三年十二月十五日) するところによれば、内

國及外國の金買入のため當初會社に割當てられた金額は五千萬弗で其の後二千五百万弗を増加し更に十二月二十一日銀買上布告に先立ち二千五百万弗増加せられたるを以て今日金買上の資金一億弗となつた、而して十二月十四日まで買上たる國內新産金は四十四万六千オンスその價格千四百八十八萬五千弗にして外國金買入は三千五百万弗であるといふ。

144 尚ほ同社長は同社の金買入値段は毎日フォーレン教授が
決定するとの噂を否定した。

第四章 新通貨政策の影響

— 為替 — 株價 — 物價に及ぼしたる影響 —

外國為替相場

前記の如く米貨價值大割の分七に引下げられ
たる結果、海外為替に如何に響いたかを見やう。

これより先ミロンドンに於ける國際經濟會議中、為替安
定を期するため、英、米、佛の三國間に種々協定に関し
研究され、わたくしが本日(一九三三年
十月十五日) イングランド總裁モン
ターグ、ノーマン氏、ニューヨーク聯邦準備銀行總裁ハ
リソン氏、フランス銀行總裁モーレー氏の問題に協定案が
出来た。

一、英米クロス・レートの安定中心点を四弗五仙として
上下三ポイントの幅を設くること。

147 一、弗為替平衡資金制度を新設し、その資金は聯邦準備

銀行から供給する

一、英佛中央銀行は積極的に、これが運用に當る。

一、ルーズベルト大統領は最近議會より得たるインフレ

シヨンに関する獨裁権能、即ちトーマス法の諸條項

を向ふ三ヶ月間使用せざることを約する。

一、但しアメリカに於て物價騰貴傾向が停止する如き場

合は前項の例外を認む。

といふに在り、これはアメリカ側において何等確定した

ことでないのみならず、此の英米クロスレートは、英米

兩國間において

アメリカ側は 四弗五仙

英國側は 三弗七十五仙

といふ開きがある、而して協定発表はルーズベルト大統

領の希望でアメリカ特別議會の閉會後(一九三三年六月十五日探更閉會した)の十九

日といふことであつたが、此の報がウォール街に達するや

株式が暴落したので、ウーデイン財務長官は六月十五日左

の如く聲明した。

ロンドンで行はれてゐる三國間の為替安定協議は未だ攻

究的範圍を出でない、經濟會議アメリカ代表がある方式

で弗磅及び法貨の安定を圖ることに同意したとの

種々の報道に對しては、余は十分注意を拂つてゐるが、

かかる報道は事實を其のまゝ傳へてゐるものとはいへない。

結局此の為替協定は成立しなかつた。

右英米のクロスレートを四弗五仙の場合における圓の對

米為替は二十四弗四六九となる(對英為替を一志二片 $\frac{1}{2}$ として)

初め米國の金買入を聲明するや、英佛においては、表面

上重大視せなかつたが、海外市場において金買上を計畫するや、為替相場に異常なる衝動を與へた、今日本及び英國に對する為替相場を見やう。

の對日為
替相場

對日為替の平價は日貨百圓に付四九弗八四仙であるが、國內新産金輸出の特許を實行した。

八月二十九日(一九三三年)の對日為替相場は

二七^弗一^二仙

にして、平價との差は二二弗七二仙であつた、即ち四割大分の開きである。而して國內新産金を輸出せしめて米國政府に買上ぐるこゝなつた十月二十五日の對日為替相場は

二八^弗七^五

となり、平價との差は二十弗〇九仙となつた、従つて其の開きは四割二分となつた、而して此の日に於ける弗價は大割六分に低下してゐたから此の日の圓は三拾八錢三厘の價值しか有しない計算であつた。

然るに海外市場よりも金買上をなすこと、なつた十一月一日の對日為替相場は

二九^弗〇^〇

となり、平價との差は二〇弗八四仙となつた、従つて其の開きは四割一分となつた、而して此の日における弗價は大割四分に低下してゐたから、此の日の圓は三拾七錢八厘に低下した計算である。

而して漸次三〇弗となり遂に十二月三十日

161 には...

152
となつた、平價との差は一八弗七二仙となり、其の開き

は三割八分となつた、而して此の日における米貨弗貨は
大割の分七に低下してゐたから此の日の圓は三拾七銭六
厘に低下した計算である。

○

四對英為替相場

對英為替の平價は英價一磅に付四弗八六仙で
あるが、國內新産金輸出の特許を實行した、八月二十九
日（一九三三年）の對英為替相場は

四、弗五六仙

にして、國內新産金を輸出せしめて米國政府に買上くる
こと、なつた十月二十五日の對英為替相場は

四、七三

にして、海外よりも金買入をなすこと、なつた、十一月

一日の對英相場は

四、八〇

であつて平價との差は僅少であつたが、漸次磅は騰貴し
て十一月九日には大関門を突破して五佛一二仙となり十
一月二十一日には遂に五佛四四仙となつた、而して漸次低
下した、それで十二月三十日の相場は

五、一七

であつた、平價を超過すること〇佛三十一仙である

一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	九	九	九	九	九
八	七	六	五	四	三	二	一	三〇	二九	二八	二七	二六
二七	二八	二八	二八	二八	二八	二八		二八	二八	二八	二七	二七
七五	七一	七一	二五	三一	二五			二五	一八	〇〇	八七	九三
四	四	四	四	四	四			四	四	四	四	四
$\frac{1}{2}$ 九	$\frac{1}{4}$ 三	$\frac{1}{2}$ 五	$\frac{1}{2}$ 六	$\frac{1}{2}$ 八	$\frac{1}{2}$ 八			$\frac{7}{8}$ 五	$\frac{1}{4}$ 五	$\frac{5}{8}$ 二	二	$\frac{1}{8}$ 四
三一	三一	三一	三一	三一	三一			三一	三一	三一	三一	三一
二〇	七二	五五	七九	一一	八八			四六	三三	〇五	三五	四九
日								日				
曜								曜				
日								日				

九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三
二八		二八	二八	二八	二八	二八	二八		二七	二七	二七	二六
〇〇		〇〇	〇〇	一一	二一	二五	二五		六八	五〇	一二	七五
四		四	四	四	四	四	四		四	四	四	四
$\frac{1}{2}$ 四		$\frac{1}{2}$ 八	$\frac{1}{4}$ 九	$\frac{1}{2}$ 八	$\frac{3}{8}$ 九	$\frac{1}{4}$ 〇	七		$\frac{1}{4}$ 一	$\frac{3}{4}$ 六	$\frac{1}{4}$ 三	$\frac{5}{8}$ 九
三一		三一	三一	三一	三一	三一	三一		三〇	三〇	二九	二九
三〇		三三	三三	三三	三三	二八	六四	四四	四九	四一	七七	四八
日								日				
曜								曜				
日								日				

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	二	一	三	三	九	八	七	六	五	四	三
二	二	二	二	二		二	二	二	二	二	二
九	九	九	八	八		八	八	八	八	八	七
二	二	〇	七	七		三	五	五	七	七	七
五	五	〇	五	五		七	〇	六	五	五	五
四	四	四	四	四		四	四	四	四	四	四
八	八	八	七	七		七	七	七	七	七	六
$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	〇	$\frac{1}{2}$	$\frac{5}{8}$		$\frac{1}{4}$	〇	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	二
三	三	三	三	三		三	三	三	三	二	二
二	二	二	二	一		一	一	一	一	九	九
五	三	二	一	九		八	七	五	三	八	五
七	六	六	二	六		二	六	四	六	〇	九

海外市場より金買上を存す

日曜日

国内新産金を輸送せしめて
政府に買上く

日曜日

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
一	二	一	〇	二	〇		一	〇	七	七	八
八	五	八	〇	五	六		二	〇	五	五	八
四	四	四	四	四	四		四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五		五	五	六	六	六
$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$		七	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
二	二	三	三	二	二		三	三	三	三	三
九	九	〇	〇	九	九		〇	〇	〇	〇	一
〇	一	一	三	八	〇		八	六	九	九	二
一	三	八	三	六	〇		三	二	一	一	六

日曜日

一 一、 二九	一 一、 二八	一 一、 二七	一 一、 二六	一 一、 二五	一 一、 二四	一 一、 二三	一 一、 二二	一 一、 二一	一 一、 二〇	一 一、 一九	一 一、 一八	一 一、 一七
三 一	三 一	三 〇		三 〇	三 〇	三 一	三 一	三 一	三 一		三 〇	三 〇
〇 〇	〇 〇	三 七		七 五	三 七	五 〇	八 七	八 七	〇 六		八 七	六 二
五	五	五		五	五	五	五	五	五		五	五
一 $\frac{37}{8}$	一 $\frac{19}{2}$	一 $\frac{1}{20}$		二 〇	一 $\frac{1}{8}$	二 $\frac{3}{4}$	三 $\frac{1}{2}$	四 $\frac{1}{8}$	三 $\frac{1}{2}$		二 $\frac{3}{4}$	二 $\frac{1}{2}$
三 三	三 三	三 三		三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三		三 三	三 三
九 三	八 五	七 六		七 六	七 六	七 六	七 六	七 六	六 六		五 六	五 六
日 曜 日												

一 一、 一六	一 一、 一五	一 一、 一四	一 一、 一三	一 一、 一二	一 一、 一一	一 一、 一〇	一 一、 九	一 一、 八	一 一、 七	一 一、 六	一 一、 五	一 一、 四
三 一	三 一	三 一	三 〇		三 〇	三 〇	三 〇	二 九	二 九	二 九		二 九
〇 〇	七 五	一 二	三 七		〇 六	四 三	五 〇	八 七	三 七	三 七		二 五
五	五	五	五		五	五	五	四	四	四		四
二 $\frac{1}{2}$	四 一	二 八	一 六		〇 九	一 $\frac{3}{4}$	一 二	九 $\frac{3}{4}$	八 $\frac{1}{4}$	八 $\frac{1}{4}$		八 $\frac{1}{4}$
三 三	三 三	三 三	三 三		三 三	三 三	三 三	三 三	三 二	三 二		三 二
五 六	五 六	五 六	四 五		三 二	二 〇	一 五	〇 五	八 四	八 四		六 七
日 曜 日												

一 二 五	一 二 四	一 二 三	一 二 二	一 二 一	一 二 〇	一 二 九	一 二 八	一 二 七	一 二 六	一 二 五	一 二 四	一 二 三
		三 一	三 〇	三 〇	三 〇	三 一	三 一		三 一	三 〇	三 〇	三 〇
		〇 〇	八 七	七 五	七 五	〇 六	二 五		〇 〇	八 七	七 五	五 六
		五	五	五	五	五	五		五	五	五	五
		一 $\frac{3}{8}$	一 $\frac{4}{4}$	〇 $\frac{3}{8}$	〇 $\frac{1}{2}$	一 四	一 $\frac{3}{4}$		一 $\frac{1}{8}$	一 $\frac{5}{8}$	一 $\frac{3}{4}$	〇 四
		休	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四		三 四	三 四	三 四	三 四
		日	〇 六	〇 六	〇 六	〇 六	〇 六		〇 一	〇 一	〇 一	〇 一
ク リ ス マ ス 祭	日 曜 日							日 曜 日				

一 二 二	一 二 一	一 二 〇	一 二 九	一 二 八	一 二 七	一 二 六	一 二 五	一 二 四	一 二 三	一 二 二	一 二 一	一 二 〇
三 〇	三 〇		三 一	三 一	三 一	三 一	三 一	三 〇		三 〇	三 〇	
五 六	八 七		二 五	二 五	二 五	一 二	二 五	六 二		八 七	八 七	
五	五		五	五	五	五	五	五		五	五	
〇 $\frac{3}{4}$	〇 九		一 $\frac{7}{8}$	一 $\frac{1}{2}$	一 二	一 $\frac{1}{2}$	一 $\frac{7}{2}$	一 四		一 $\frac{1}{2}$	一 $\frac{1}{2}$	
三 四	三 四		三 四	三 四	三 四	三 四	三 四	三 四		三 四	三 四	
〇 一	〇 一		〇 一	〇 一	〇 一	〇 一	〇 一	〇 一		〇 一	〇 一	
			日 曜 日							日 曜 日		感 謝 祭

一、二、二六	三、一	一、二	五	一、 $\frac{3}{8}$ 五	三、四	〇、六	日曜日
一、二、二七	三、〇	八、七	五	一、〇	三、四	〇、六	
一、二、二八	三、〇	七、五	五	〇、 $\frac{5}{8}$ 七	三、四	〇、六	
一、二、二九	三、〇	七、五	五	〇、 $\frac{1}{4}$ 七	三、四	〇、六	
一、二、三〇	三、一	一、二	五	一、 $\frac{5}{8}$ 五	休	日	
一、二、三一							

米の金買入政策
に對抗する英
佛の態度

二

金買入政策により弗為替の低落したことは事
実である、之に對し英國が黙つてゐる筈がな

い、英國は例の為替平衡資金を以て「法」をやつて「磅」

の昂騰を防止せんとしてゐる、そこで佛國では最近五週

間に四十億法の金が流出たと傳へられる(一九三三年十一月三十日)かく

ては佛國も金本位を離脱するより外途がない、然ると

きは「法貨」の下落につれて「磅貨」が騰貴するであら

う、殊に佛國は来年度豫算赤字六億法の補填案中の官吏

俸給^分特別課税問題でラッパ病閣(月三長)及リソウ内閣(十月二十七日成立十一月二十四日辞職此の間二十九日)

が相次で倒れ、新にシヨータン内閣が成立した。而して新

165 内閣は官吏俸給特別課税を撤回して其の財源を公債に依る

こと、した。従つて来年度豫算の爲めに公債は百億法の
 公募をなすべしといふ(一九三三年十二月十九日)ダラヂエ首相は辞職の
 前日即ち二十三日インフレーション絶対反対法貨の實質
 引下げ反対、金本位を現状のまま、完全に維持することを
 下院において演説して下院の支持を求めたのであるが遂
 に三二九票對二四一票即ち八十八票の差で敗北したのである。
 十月末米國におい、ルーズベルト大統領が海外市
 場より金買入を聲明するや、佛國においては米國系銀行
 家に対し「法」の貸付を嚴禁すべしと提唱されてゐたが、
 佛國新内閣が二百億法といふ巨額の公債を發行する以上
 「法」の低下を来たし米國の「弗」との競争を演ずるに至る
 は必然にして遂に佛國も亦金本位を離脱せざるを得ざる
 べし。

かうなると、佛貨の低價策はフイになつてしまふであら
 う。
 又平價切下にしてからがさうで、「弗」のみ平價切下し
 て他國が其儘であれば結構だが、さうはゆかぬ。「磅」「法」
 共に之に追隨するであらうから、これは為替協定の為、
 再び世界經濟會議が開催されるであらう——效果の有無
 は別として——即ち十二月十一日のニユーヨークタイムス
 は報して曰く
 弗と磅の爲替連繫安定の爲、米國當局は最近二回に
 亘り英國政府へ相談を持ちかけた形跡があると、
 然し米國政府は、さる事實なしと聲明した。

株 價

次に株價の關係を見るに、左表の如くにして本年（一九三三年）十一月初には

スチール株 三七弗七五

工業株三十種平均 八九弗六二

であつたものが漸次昂騰して

十一月末には スチール株 四三弗八七

工業株三十種平均 九八弗一四

となり

十二月末には

スチール株 四七弗五〇

工業株三十種平均 九九弗九〇

となつた、之を本年三月以来の價格に比較するときには

スチール株

三月初 二四弗七五

十月初 四四弗一二

十一月末 四三弗八七

十二月末 四七弗七五

工業株三十種平均

三月初 五二弗五四

十月初 九二弗九九

十一月末 九八弗一四

十二月末 九九弗九〇

にして甚じき騰貴である。

八日	九日	十日	十一日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	二十日	二十一日	二十二日
四二	四二	四二	四二	四二	四一	四一	四三	四三	四三	四五	四四	四四
二五	〇二	七五	二五	五〇	三七	〇二	六二	〇〇	三七	〇〇	五〇	三七
一七一	一七〇	一七三	一七一	一七二	一六七	一六六	一七六	一七四	一七五	一八二	一八〇	一七九
九五	九六	九五	九六	九五	九五	九四	九九	九九	九八	〇一	〇〇	〇〇
五三	四〇	〇六	一〇	九八	五〇	三六	〇一	〇九	六七	二八	二九	〇七
一八二	一八三	一八一	一八三	一八二	一八〇	一八八	一八八	一八七	一八八	一九三	一九一	一九〇

重要工業株相場表

六日	四日	三日	二日	一日	十月初	一九三三年 三月初
四〇	四〇	四一	三八	三七	四四	二四
〇〇	六二	八七	三七	七五	一二	七五
一六二	一六四	一六九	一五五	一五三	一七八	一〇〇
九二	九三	九三	九〇	八九	九二	五二
五〇	〇九	六〇	五四	六二	九九	五四
一七六	一七七	一七八	一七二	一七一	一七七	一〇〇

二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	九日	八日
四七	四五	四五	四六	四六	四五	四六	四七	四七	四七	四七	四七	四五
一二	二五	六二	二五	一二	七五	六二	三七	〇〇	五〇	七五	五〇	八七
一九〇	一八三	一八四	一八七	一八六	一八五	一八八	一九一	一九〇	一九二	一九三	一九二	一八五
九八	九五	九五	九七	九七	九八	九九	〇一	〇〇	〇一	〇一	〇二	〇一
八七	五〇	二八	二五	二〇	〇六	九五	四四	六九	六四	九四	九二	〇四
一八八	一八二	一八一	一八五	一八五	一八七	一九〇	一九三	一九二	一九三	一九四	一九六	一九二

七月	六日	五日	四日	三日	二月	一月	十二月	二十九日	二十八日	二十七日	二十五日	二十四日	二十三日
四六	四六	四六	四五	四四	四四	四四	四三	四三	四三	四五	四四	四四	四三
五〇	一一	七五	〇〇	七五	六二	八七	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	八七	八七	八七
一八八	一八六	一八九	一八二	一八一	一八〇	一七七	一七四	一七四	一八二	一八一	一七七	一七七	一七七
一〇二	一〇一	一〇一	九九	九九	九九	九九	九六	九五	九九	九九	九九	九九	九八
〇四	二八	九九	八九	〇七	八九	一四	二三	七七	二八	五二	五九	五九	五九
一九四	一九三	一九四	一八八	一八九	一八八	一八七	一八七	一八二	一八九	一八九	一八八	一八八	一八八

日	入子	格	株	業株	格	平均
	價		指	價		指
			数			数
二十三日	四七	七五	一九三	九八	〇四	一八七
二十六日	四七	二五	一九一	九六	三〇	一八三
二十七日	四六	七五	一八九	九六	八〇	一八四
二十八日	四八	〇〇	一九四	九九	二九	一八九
二十九日	四七	五〇	一九二	九八	六七	一八八
三十日	四七	七五	一九三	九九	九〇	一九〇

四

物價

更に物價に付て之を見るに左表の如くにして本年十月の指数は

一〇一、六
 一四八、四
 四六、八

十一月中には 一〇一、二
 十二月中には 一〇一、四

となり、十月と大差が在り、これでは高物價を目指して
 金買入値段を、ずん／＼引上げたが、結局株價を騰貴せ
 しめたのみで、目的の物價は全体的には遂に思ふやうに

176 引き上ぐることが、できなかつた

経育物價指數表

(一九二四年)七月を100とする (日本銀行調査)

西曆	日本	東京	ロンドン	パリ
一九三三年 二月	昭和八年 二月	七三、〇	一四二、八	九〇、八
十月	十月	一〇一、六	一四三、五	九七、一
十一月	十一月	一〇一、二	一四二、一	九五、三
十二月	十二月	一〇一、四	一三九、六	九六、五
				三八四
				三八三
				三九〇
				三八九

資本の逃避

五

かうなつてくると、米國民は銀買をゆる、米國公債を賣り放つて、外國公債買入をゆる、殊に米國政府が金買入の爲公債買上を中止したる等のため米國公債の價格は崩落した、つまり米國民は資本の海外逃避をやつてゐるのである、本年(一九三三年)三月から今日迄に約二十億弗の逃避と称せられてゐる。

そこで米國政府はウォール街の希望に添うて弗價安定を前提とする公債買上策を採用するか、それとも農民及び事業家の政治運動に動かされて紙幣増発策を取るかといふことが大きな謎となつた。

第五章 公債の借換と國債の増加

公債の買上と
第一次公債の借換

其の後政府は一旦中止した公債の買上をまた
またはじめた十月二十七日（一九三三年）の発表に

よれば此の一週間の買上は八百七十四萬八千弗であると
いふ、而して一方に公債の借換を試みた、その第一次は
第四回自由公債十八億七千五百萬弗の借換である。此の
借換は、その内五億弗は額面百一弗五十仙を以て現金公
募し、残額十三億七千五百萬弗は旧公債と引換へること、左
つてゐた、而して此の現金公募の分は應募超過実に四倍
の好成績であつたが、借換の方は成績あまりかんばしか
らず、十一月六日財務省の発表によれば引換の申込は前
181 週末を以て締切つたが、八億九千九百九十萬弗で合計亦

182 募不足額は四億七千五百萬弗である、此の不足分は末年四月十五日に現金償還の必要に迫られてゐる訳である。

二

第二次公債借換

其の第二次公債の借換は十二月十五日（一九三三年）

償還期限到来の

七厘五毛利付公債 二五四、三六四、五〇〇弗

四厘二厘五毛利付公債 四七三、三二八、〇〇〇

小計 七二七、六九二、五〇〇

で其他支拂を要する

利子 一一四、〇〇〇、〇〇〇

あるを以て之を加ふるときは

合計 八四一、六九二、五〇〇

となる、此の元金償還及利子支拂の為期限一箇年利子二分二厘五毛の政府新証券九億五千萬弗を平價で発行する旨十二月六日發表した、此の巨額の公債が消化される否やはルーズベルト大統領の通貨政策に対する一種の國民信任投票と見られるので、その結果に對しては多大の興味と注意が拂はれてゐる、其の結果は賣出開始の翌日即ち七日迄募申込價額二十七億千四百萬弗即ち応募額の約三倍となつたのでルーズベルト大統領は之が締切りを命じた。

183 右の借換については、今後の通貨政策に關聯して各方面から注意され、一部では不換紙幣の發行によつて旧證券の償還に充てる外ないと言はれてゐたのであるが、政府は遂に通常通りの方法によることに決定した訳だ

かちかゝる多額の証券を一時に発行することは平時においては前例のないことであるが、政府当局は、かねてから銀行業者等に相談し又市場の現情をよく研究した結果確信を得た訳で最近五日間金買上値段が据置かれたのはこのためだと、いはれてゐる。（一オンス三四弗の一十二日以後は此の値段で据置かれてゐる）兎に角かゝる政府の態度は極端なインフレーションを恐れられてゐる連中には多大の満足を與へるものと見られてゐる。

三

公債借換に依る利子の増減

政府は第四回自由公債十八億七千五百萬弗中十四億弗の借換を了し之によつて利子約千萬弗減少し得る勘定となつてゐたが、今回賣出しの新公債の利子が高い為、政府の負担は却つて大きくなつたとい

はれてゐる、これは政府が新公債の利子を高くせざるを得なかつたのは、最近政府公債が軟化したこと及び弗の不安定等に基くものだと信じてゐる。

四

國債の増加

かくの如く政府は公債を買上げて見たり、公債を募集して見たりしてゐる。結局公債の劇増は免かれぬであらう、國債増加の非難としては、アイオワ州選出共和黨上院議員ゲツキンソン氏はレヴュー「オズレヴュー」誌へ政府の放漫政策を非難せる一文を寄稿した、曰く

アメリカは政府の放漫政策により、数十億弗に達する負債を増加しつゝあり、その重圧の下に最早支拂不能の状態に進みつゝある、我々は今となつては支

拂不能を気にしない積りである (一九三三年詳し)

(六月三十日現在)

一九一三年	一、一九三、〇四七
一九一四年	八二、一八八、二三五
一九一五年	九一、一九六、二六四
一九一六年	一、二二五、一四五
一九一七年	二、九七五、六一八
一九一八年	一、二四三、六二八
一九一九年	二、五、四八二、〇三四
一九二〇年	二、二四、二九七、九一八
一九二一年	二、三、九七六、二五〇
一九二二年	二、二、九六四、〇七九

一九二三年	二二、三四九、六八七
一九二四年	二一、二五一、一二〇
一九二五年	二〇、五一六、二七二
一九二六年	一九、六四三、一八三
一九二七年	一八、五一〇、一七四
一九二八年	一七、六〇四、二九〇
一九二九年	一六、九三一、一九七
一九三〇年	一六、一八五、三〇八
一九三一年	一六、八〇一、四八五
一九三二年	一九、四八七、〇〇九
一九三三年	二二、五四二、一六〇
六月三十日	二二、五四二、一六〇
二月三十一日	二三、八一三、七九〇

188 右に對しレズベルト大統領の新議會（一九三四年一月四日）の豫算

教書に依れば將來の公債現在見込額は

一九三四年六月末	二九、八四七、〇〇〇	（一九三三年六月末日に比し増七、三〇四、八四〇）
一九三六年六月末	三一、八三四、〇〇〇	（一九三四年六月末日に比し増一、九八七、〇〇〇）

である、而して國債償還に依る減額は、此の以後において行はるべきである、といつてゐる。

第六章

農産物の生産制限と

生活必需品の騰貴

卸賣

今生活必需品の騰貴を示せば左の如くである。

差引増加

昨年

一、一九七、〇二〇

本年

四、〇七六、五三七

千弗

(一九三三年十二月十九日) 農産物總價格概計は

は榮でないらしい。即ち米國農務省の發表によれば、元来物價は前記の如く僅かに戦前に比し一割の増加となりたるを、之は卸賣物價にして、小賣物價は相當の騰貴を示してゐるのであらう、それで一般消費者

生活必需品の騰貴

元来物價は前記の如く僅かに戦前に比し一割

	四月十五日	七月十五日	十月二日	増加百分率 四月-十月
羊毛	四〇・二八五	六九・〇六五	七六・六三	九〇・二
大麦	二一・七五	四五・七五	三六・二五	六六・七
亜麻仁	一一・八二五	二二・〇五〇	一八・四五〇	五八・八
ライ麦	四六・〇〇	九七・七五	七一・二五	五四・九
鶏卵	一三・二五	一五・〇〇	二〇・〇〇	五〇・九
稗花	六・七〇	一一・四〇	九・九〇	四七・八
小麦	六三・〇〇	一一・二八八	八七・〇〇	三八・一
玉蜀黍	三三・五〇	六三・二五	四五・〇〇	三四・三
バター	二〇・〇〇	二四・五〇	二四・五〇	二二・五
牡豚	三七・五	四三・五	四四・〇	一七・三
牛	五〇・五	六〇・〇	五六・〇	一〇・九
平均	一〇〇・〇〇	一六三・七	一四四・五	四四・五

農産物の生産制限

二

それは農村救済法により、棉花、小麦、玉蜀黍、豚、牛、羊、米、煙草、牛乳製品等主要農産物の生産を制限したためである。尤も農民に對しては政府より一定の補償金を交付する。但し其の財源は主として加工税の徴收による。

今制限の一般をしるせば、棉花の如き七月一日現存耕地面積四千九十二萬九千エーカー此の收穫豫想高千七百十四萬千俵に對し二割五分の減産を試みた。其の減段千二十三萬二千エーカー減産量四百二十八萬五千俵で、減産に相當する綿花が畑で既に発育中の所を鋤き倒された。十月二十日政府発表の最終の收穫豫想に依れば、植付段

別三千十四萬四千エーカー收穫量千三百十七萬七千俵である。故に減段は千七十八萬五千エーカーで、減量は三百九十六萬四千俵であるといふ。尚前年度より持越品千六百二十四萬七千俵は海外輸岷が計畫されてゐる。而して明年度（一九三四年）の米棉段別は二千五百萬エーカーまで減縮する計畫であるといふ。

小麦は四十年來の減收で畑の小麦を鋤き倒す必要はなかつたが前年からの持越が頗る多量に上るので、来年度の作付段別の一割五分即ち約九百六十萬エーカーを制限する計畫である。其の実績は

一九三一年	九〇〇、二一九
一九三二年	七二六、八三一
一九三三年	

千ブツセル

七月一日豫想 四九五、六八一

実收 高 五二七、四一三

である。そして一方本年度への持越高を調節する為、大平洋岸にある小麦三千五百萬乃至四千萬ブツセルを東洋方面へ輸岷する計畫である。

玉蜀黍は明年度の作付段別を過去三箇年の平均作付段別一億五百三十六萬六千エーカーに比し少くとも二割方減少せしめる。即ち段別に於て二千百七萬三千エーカーを減し收穫量に於て三箇年平均收穫量は二十五億七千二百萬ブツセルなるを以て此の二割即ち五億千四百四十万ブツセルを減する訳である。

さて其の次に農家の豚である。年来の増産で過剰を来たしてゐる所へ、今年は豚の飼料なる玉蜀黍が未曾有の減

收 豚を飼ふ農家は悲鳴をあげた。其処で過去三箇年の平均飼育数五千八百大萬四千百頭の二割五分即ち千四百五十一萬六千頭を減少する計畫である。右の玉蜀黍及豚の減産に對する補償金の豫定は三億五千萬弗であるといふ。(其の財源は加工税)

三

農産物生産制限に對する補償金

十二月十日農業調整局の発表に依れば、本日まで同局が農村救済法に基き重要農産物の減段も実行したる農家に對して交付したる減段償金は

- 棉花 一〇、九、六、八七 千弗
- 小麥 四、三、三八
- 煙草 一、〇、〇、八

計

一一五、〇三三

であるといふ。

四

農村問題でベルト大統領農民の協力を要求

元来農村問題は世界の重大問題の一である。十二月十一日シカゴにおいて開かれたるアメリカ全國農會聯合會年次大會に對して、ルーズベルト大統領は尤の如きメツセーヂを寄せ政府の匡救事業に對する農民の協力を求めた。

農産物の需要供給の不均整はよつて来るところ遠く、過去数年に亘つて、齎らされたものであるから、これを一夜にして是正することは到底おし能ふところでない、然しちがら農村の錯雜せる事態の前途が今

や著しく變つて来たことは事実で通貨は今やこれを必要とする人々の手に流れ入りつゝ、あると信ずる。かくて吾々は現状打開の途に進みつゝ、あるが、然し未だ全く此の不況の森を脱出したといはれない。かかるが故に余は政府の努力に對し農民諸君の全幅的の協力を切望してやまぬものである。

五

全米農會聯合會
年次大會の決
議

次に農民の意見を紹介しやう。過日米シカゴで開會されてゐた、アメリカ全國農會聯合會年次大會は（一九三三年）尤の如き決議を可決し、ルーズベルト政府の農村對策支持の態度を明にした。本大會は政府の農村更生計畫を支持するとともに、政府

において特に左の點に留意されんことを要請する。

- 一、農産物價の回復を圖る農産物價と他の物價との比率の回復に努力すること。
- 二、能ふ限り不変の購買力と債務辨済力を持つ通貨を確立する意味において商品弗制を断乎採用すること。
- 三、通貨供給の潤沢を期する意味において銀の正貨復位を行ふべし。

第七章 輸岷貿易の促進計畫と
 関稅獨裁權案の準備工作

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 關稅, 獨裁, 權案, 準備, 工作, 促進, 計畫, 貿易, 輸岷, 第七章, 201, and other illegible characters.)

禁酒法の撤回を機
会に輸出貿易の
促進計畫

又米國政府は禁酒法の撤回を機會に米國を
目掛けて殺到する各國の酒類を種に、かねて自

國の對外輸出貿易を促進せんと計畫中であつたが十二月
十一日（一九三三年）ワシントン政府は英佛兩國大使を招致
し

米國から輸出される農産物に對する関税引下を交換
條件に酒類輸入割當量を増加する件

に付交渉を開始した、續いて、イタリー、ドイツ、カナダ、ポ
ルトガルその他酒類輸入税につき伸縮関税を設定し、ア
メリカ品の輸入限度により酒類輸出國間に差別を設ける
方針である。

204 財務省の見込によれば酒類の消費量は約一億五百万ガロンで此の内千四百万ガロンが輸入されるものであるといふ。(十二月四日)

二

関税独裁権要求の準備工作

之に伴ふて大統領は自由互惠主義に基き各國の新通商條約を締結する為、関税問題に關し廣汎なる権限を大統領に附與せんことを議會に要請する意向で十二月十一日 ホワイト、ハウスにおいて

財務長官代理 モルゲンソウ氏

勞働長官 パーキン女史

復興金融會社社長 ジョーンス氏

酒類販賣取締局長 ショート氏

及び國務省の代表者の聯合會を開き、大統領も出席の上、具体的對策を協議した。其の結果關係當局は大統領の内意を受けて、これに必要な法律案の起草を完了したとのことである。

新法案の骨子は禁酒法の撤廃に伴ふ海外からのアルコール類の輸入に關し、之を輸出する各國が米國品を輸入する割合に忖してスライディングスケールにより関税率を増減する権限を大統領に附與すべき一種の伸縮関税法で、米國政府は若し右法案が議會の承認を経れば單にアルコール類のみに適用するに止めず、實際上あらゆる輸入品に適用し、外國との通商條約締結に際し、之を基調として交渉を進めんとするものゝ如くである。

206 若し議會が右法案を可決すれば、大統領は外國との通商條約の内容如何によつて関税率を決定する権限を附與される筈で、現在関税率の変更は必らず議會の承認を必要とするのに比し、今後は單に下院に対して條約の批准をのみ、求むれば足りること、なる。(一九三三年十一月十一日)

三

当業者の輸入
税引上要請

これに関連して十一日約百名の全米産業界の巨頭がワシントンに集まり協議の結果低廉な外國品の輸入防遏のため、輸入税の引上を政府に要請した、其の理由として彼等の主張するところは、R.A.運動の結果最近物價が一般に騰貴した、ために國內製造業者は外國品との競争で著しい苦境に陥

つた。

といふのである。(一九三三年十一月十一日)

四

特別通商政策
委員会の設置

米國政府が外國貿易に影響あるべき政府の政策行動の監督をなさしむべき目的を以て「特別通商政策委員會」の設置計畫をしてゐたが、本日(十二月十日)大統領ルースベルトは右委員會創設を發表し同時に委員長としてジョーダ、ピーグ氏を任命した。

207
ピーグ氏は農村救済法実行機関たる農業調整局の長官であるが、氏が通商委員長に轉補せられると共に、従来農業調整局内の生産部長であつた、フエスタ、ター、シー、デヴィスがピーグ氏の後を襲ふて調整局長官と

なること、なつた。

右通商委員會には從來各省共通の諮問委員會として活動してゐた。互恵條約委員會、通商政策委員會等の各委員をも包含せしめること、なつた。而して今回常設の通商委員會は先づ各國の互恵関税またはバーター（物々交換）制度に關する國際的取極めを行ひ、この制度を通じてアメリカの過剰物産を酒類其の他の輸入品と交換的に輸出する件につき協議を開始するものと見られてゐる。尚ほピーク氏が右通商委員會長に轉せられた結果、從來農業調整局内において兎角物議を醸してゐた。ピーク氏と大統領頭腦帷幄のタグヴェル氏一派の意見對立は、こゝに解消したものと見られてゐる。（一九三三年十一月十一日）

五

輸出統制會社
設立の計畫

尚ほこれが実行のため輸出統制會社設立の計畫を立て、一九三三年十二月十六日（それは政府、民間工業者及実

業家と共同出資として資本金約十億弗とする。其の任務は、

一、同會社は政府の統制の下に置かれ、輸炭向け生産の管理を有す。

一、政府は輸出割當を増加して、海外市場の發展を期するため、輸入品と関税の關係につき十分當該輸出國と折衝を重ね、アメリカの輸炭を有利ならしむるやう努力す。

六

ソヴキット聯邦
との國交回復

尚ほこれに關し注意すべきはアメリカが産業復興關係よりしてソヴキット聯邦と國交回復

(斷交以來十六年目)
一九三三年十一月十五日

たる日本との提携に關しては國務省官邊において消極的態度を持してゐることである。
(五三四年二月に至り日米親善の文書が廣田外相(言王日登)とハル國務長官(三月三日回答)との間に交換されたがこれは非公式個人的挨拶に過ぎない)

殊にソヴキット聯邦と米國の關係は北樺太を米國に租借せしむるといふ宣傳がある。又米國は自國の棉花、豚皮其他の家畜の肉類並に鉄道用器具機械類を輸出し其の代償としてソヴキット聯邦産金五千萬弗の大部分を吸収せんと計畫されてゐる。(一九三四年一月八日)

七

汎米會議に
對するアメリカ
の策動

又日本において、各國が日本貨の輸出を阻害する
ので、之が對策を講じつゝあるが、殊に米國
の産業復興に對する對策及中南米進出が最も重要なるものとして官民共同研究をなしつゝある。而してアメリカ

において十二月月上旬南米ウルグアイ國モンテヴィデオ市において開催さるべき第七回汎米會議には國務長官ハル氏自から出馬し(註五)南米諸國を西海岸より順次歴訪する旨公表された其の眞の目的は十月二十三日のラヂオで米國産業復興のため南米諸國との國際協調が必要なる旨を述べてゐる。此の目的のため先づ南北西大陸を通する関稅政策による汎米經濟ブロックを作り續いて米金融機關を設置せんと

汎米金融機関設置案の要旨は

一、南北両大陸における経済問題処理の総合機関として
汎米投資局を設置す。

一、右投資局機構は米國の聯邦準備銀行とラテン、アメリカ各國との國立銀行との聯絡を計るものとする。
である。

此の汎米會議は愈々十二月三日開會し汎米不戰條約、関稅引下げ、互惠條約締結の決議、ホリビア、パラグアイの戰鬪停止等の收獲をあげて、同月二十六日閉會した。此の會議は米國に対する中南米の反感濃厚なりしに鑑み、相当反米的であらうと豫期されたが、事實はさまでのことなく唯キエバト代表が、米國の干涉排撃を呼籲した位

で、他の多くは却つて米國に迎合的態度を示した。殊に國務長官ハル氏の提議したる、汎米諸國間に二國互惠條約を締結すべき件は、

余は汎米諸國が相互間の貿易において禁止或は制限の條項を撤廢し、且つ関稅率の漸進的引下げを規定した二國間の互惠條約締結交渉を開始せんことをといふにありて、満場一致を以て可決せられた。斯くて米大陸諸國民が共通の目的を再確認して經濟ブロックを形成すること、ならば、金融關係においても米國が中樞となつて其の全權を掌中に收め汎米の死命を制する時が来るであらう。

最近における関税独裁権要求の具体案

其の後此の関税独裁権附與の要求に關しルル
スベルト大統領は三月二十八日（一九三四年）関
係閣僚及び上下両院の民主黨領袖連をホワイトハウスに
招致し協議を遂げたが、結局尤の案につき意見の一致を
見たと傳へられた。（一九三四年三月二十八日）

一、外國と互惠関税協定交渉を行ふ権限を大統領に附與
すべき手段を速かに講ずること。

二、大統領に対し向ふ三箇年間五割を最高として現行関
税率を引下ぐべき権限を附與すること。

三、但し大統領は無税品表中から或る品目を除去し又は
新產品目をこれに追加する権限を有しない。

第八章 國家産業復興法の補強工作

産業復興計畫
阻害者に對し
嚴罰主義をとる

國家産業復興法は元々失業者の救済的
就職を特色とするから國家産業復興法は
同業規約による産業は能率減退してゐる。

そして政府は國家産業復興法の徹底に奮闘してゐるが、
事業家等はどこを風が吹くかとはかり一向、これに取合
はず従つて國家産業復興法による法典にも署名参加せず
自分勝手に賃銀の引上げを行ふだけで済ましてゐるもの
もあれば、又同法典に署名して実行を誓約せるにも拘は
らず、實際は同法に違反して營業をなしつゝ、あるものが
あつて、実効が擧からない。

そこで、ルースベルト大統領は協定に違反し國家的復興

計畫を阻害する者に対して嚴罰主義を以て臨むこととなり
 違反者は五百弗の罰金刑若くは六箇月の懲役に処する旨
 の行政命令が發せられ同時に産業復興局長官ジヨンソン
 氏に産業法典に制定されたる規約の侵害を防ぐための全
 権を委任した。(一九三三年十一月十五日)
 又違反者を當局に密告せしむる手段として全國の郵便局
 に密告通告用紙を配布し市民は隨時其の発見者を右用紙
 に記入申告せしむる(匿名にて)一種の秘密探偵的手段を
 実行した。

かくの如く國家産業復興法の補強工作を要するに至つた。

二

スウォープ氏の
 産業統制機関
 設置の提唱

次いで、ゼネラル、エレクトロリック 會社々長とし
 て米國産業界に重きをなすヂエラルド、スウォ
 ープ氏の産業統制機関設置の提唱となり、産業復興局長
 官ジヨンソン將軍も亦之が支持を表明した(一九三三年十一月一日)
 次でジヨンソン長官はルーズベルト大統領に対し、

産業復興規約並にブランケットコード(總括規約)
 による再雇傭規定の運用は、あまり思はしくない、
 各規約を完全に実行するやう速かに何等かの処置を
 講じなければならぬ。

と、進言した。(一九三三年十一月十五日)

第九章 労働組合の繁昌



Faint, illegible text visible through the paper from the reverse side of the page.

労働組合員
の増加

唯た繁昌してゐるのは労働組合のみである。
労働者は國家産業復興法により、自己の意思
によつて組合を組織する権利を有し且つ自己の選ぶ所の
代表者によつて團体的に交渉することが出来ることとなつ
た。

又全産業に適用すべき最低賃銀最高労働時間一般統制に
関する法典によつて

一、一九三三年九月一日以後は十六年未満の者を使用せ
ぬこと。

二、各種商業にあつては一週四十時間を最高労働時間と
すること但し営業は五十二時間以上之を行ふこと。

三、工場にあつては一日八時間、一週三十五時間を最高労働時間とすること。

四、賃銀を大体一九二九年（昭和四年）の率に引上ぐるにととし、それには商業の場合には各都市の人口を目安として一週十二弗乃至十五弗の最低限を設け、工業の場合には一時間を最低限度とす、但し一九二九年七月に四十セント以下の賃銀を支拂ひたるものは、その当時の賃銀を最低とし、一時間三十セント以上に定めること。

だから労働組合の會員数は著しく増加し米國總同盟會頭グリーン氏によれば組合員百三十万人を二千五百万人まで増加せんとする目標をたてゝゐるとのことである。

二

同盟罷業の増加

従つて此の労働者の権限増大に対して資本家が一戦を交へずして降服する筈がない、これが現在ストライキの多い原因である、即ち同盟罷業件数は左表の如く一九二一年以来漸次減少したるに、一九三三年に至り俄に増加を示すに至つた。

労働同盟罷業件数表

月次	一九三三年	一九三二年	一九二二年	一九二一年
一月	六七 <small>件</small>	七九 <small>件</small>	一二六 <small>件</small>	二三六 <small>件</small>
二月	六三	五〇	七九	一七二
三月	九一	五一	七三	一九四

計	十二月	十一月	十月	小計	九月	八月	七月	六月	五月	四月
				一、〇五三	一七九	一九八	二一九	一三一	一三三	七二
				五九七	七一	七二	五八	六四	七九	七三
				七九九	八〇	九三	八八	五九	九九	一〇二
				二、〇二三	一一三	一四三	一四一	一五二	五七二	二九〇
				七〇四	三三	三六	三六	三六	三六	九五八
				二、二八〇	七六	九二	八九	八九	八九	八九

三

労働組合の國家産業復興法に對する苦情

元来労働爭議は好景氣の時に多くして、不景氣の時になお少ないのを例とする。然るに本年の不景氣を以てして何故それが昨年比し劇増するに至つたのであるか、それは國家産業復興法の影響なのである。而して彼等は九月下旬（一九三三年）中西部農民罷業に刺戟せられて米國労働總同盟を通して来年一月の議會を期して「打倒國家産業復興法の計畫を極秘裡に練つてゐる。労働組合の同法に對する反對理由の基礎は産業復興法及び其の實施に當つてある政府の態度が労働者を圧迫し、且つ其の利益を害する。

といふ點に存し、議會の手に依り國家産業復興法を廢

止して、これに代るべき産業統制制度を設定するか少くとも現在の國家産業復興法に根本的な修正を加へるべしといふのである。尚ほ労働總同盟側の主張に依れば、

同法による失業労働者の救済も部分的の效果は別として、全米的分布に十分の計畫が立たないために今日に於ても救済を要する失業者は千万人以上にのびつてゐる。

と指摘してゐる。

四

公共事業局支拂の労銀に対するロジマース教授の批難と産業復興局長官ジヨソンの辨明

ところが、頭腦トラストの一人、ロジマース教授は、ワレン教授の下で通貨問題の處理に當つてゐたものであるが、氏は今回公共事

業局の事業ぶりに攻撃を浴せ、同局の支拂つてゐる労銀は國家産業復興法の許容する範圍を越之多額に失する結果、小規模の地方産業を脅かし、これを破滅の淵に陥れてゐると聲明し、更らに此の過度の失業救済策の赤字豫算を脅威し、政府の信用を侵し、米國民をして無統制なインフレーションに陥れる危険があると述べた。

これに対し復興局長官ジヨソンの將軍はロジマース教授のいふ如く産業復興局と公共事業局の仕事の上に矛盾點のあることを是認してゐるが、公共事業局當局は失業救済のため民間事業を脅かしてゐるといふのは當らないといつてゐる。(一九三三年十二月十五日)

第十章 窮民の救済

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

冬季における
窮民救済問題

此の如く農民も労働者も不平満々であるが、かくして此の冬季（一九三三年）を如何に過すべきか。千万人の失業者を擁してゐる米國は噴火山上に舞踏してゐるやうな状態である。そこで此の窮民の救済問題が此の冬季に於て処理せられねばならぬやうになつた。

二

直接救済を要する

農民は救農施設の計畫の大きいのに拘らず、何等受益してゐないとして不平を云ふて居る。農民の買ふ品物はどん／＼騰貴してゐるといふ。然かも彼等は通貨の膨脹に雷同してゐる。通貨の膨脹は更に生活費の昂騰

を来すであらう、かうした厄介事の多いなかにはル
ルト大統領は来る冬季の貧窮民及失業者の直接救済を何
んとかせねばならぬ、緊急救済事業局長のホップキンス
氏は失業者は減少したにも拘らず、現に公被扶助者名簿
に載つてゐる三百五十萬家族に更に百万家族を加へるこ
とにならう、何となれば民間義捐金品がずん／＼減じて
来たからである、約千五百万人に対して公基金から衣食
を給しなければならぬであらう、此の外に私的の慈善團
体及個人から扶養されてゐる者が尚ほ沢山在るのである。

三

かゝる状態にある上に、労働争議頻発に伴ふ
労働組合員が窮民救済資金を涸渇せしむるこ

労働争議と
窮民救済資
金の関係

とである、平常時であると、労働組合員はストライキに
際して組合員又は組合本部からの支持を受け得たが、今
日では左様な糧道はないから、ストライキの起る毎に公
的救済資金は涸れる訳である、従つて主要工業中心地で
持続せる労働争議が解決しない以上、公の救済に頼る人
の数は多くするであらう。

アメリカ労働聯盟では、組合員が兎角行き過ぎるのを認
め現今のやうな時に早急にストライキに訴へるのは得策
でないと言警告を發したくらいである。(一九三三年
十月二十日)

四

窮民の救済資金
ルーズベルト大統領は緊急救済事業局長ホップ
キンス氏に食糧、燃料及被服購入のために聯邦救済基金

から三五〇、〇〇〇、〇〇〇。弗を支出すべきことを命じた。(一九三三年九月三日)
州は此の目的のために約三五〇、〇〇〇、〇〇〇。弗を餘計持つこととなり、総計
七〇〇、〇〇〇。千弗

足らずになる見積である。福祉運動が全国の都市で盛り上つて来た。然し發起人達は一般の傾向は聯邦政府の力に頼つて来たのを見て失望してゐる。なんと左れば國庫の補助を増加するには次の議會に待たねばならぬからである。即ち急場の間にはあはぬからである。

五

窮民救済の施設

ルイスベルト大統領は窮民救済として、九月二十一日(一九三三年)全國にわたり過剰食糧品の買上を命じた。右買上案の内容は次の如くである。

- 一、聯邦政府は牛肉、乳酪、豚、家禽、棉花、棉実を買上げる。
- 二、右買上価格は市場價格に依る。
- 三、買上資金總額は七千五百萬弗とす。

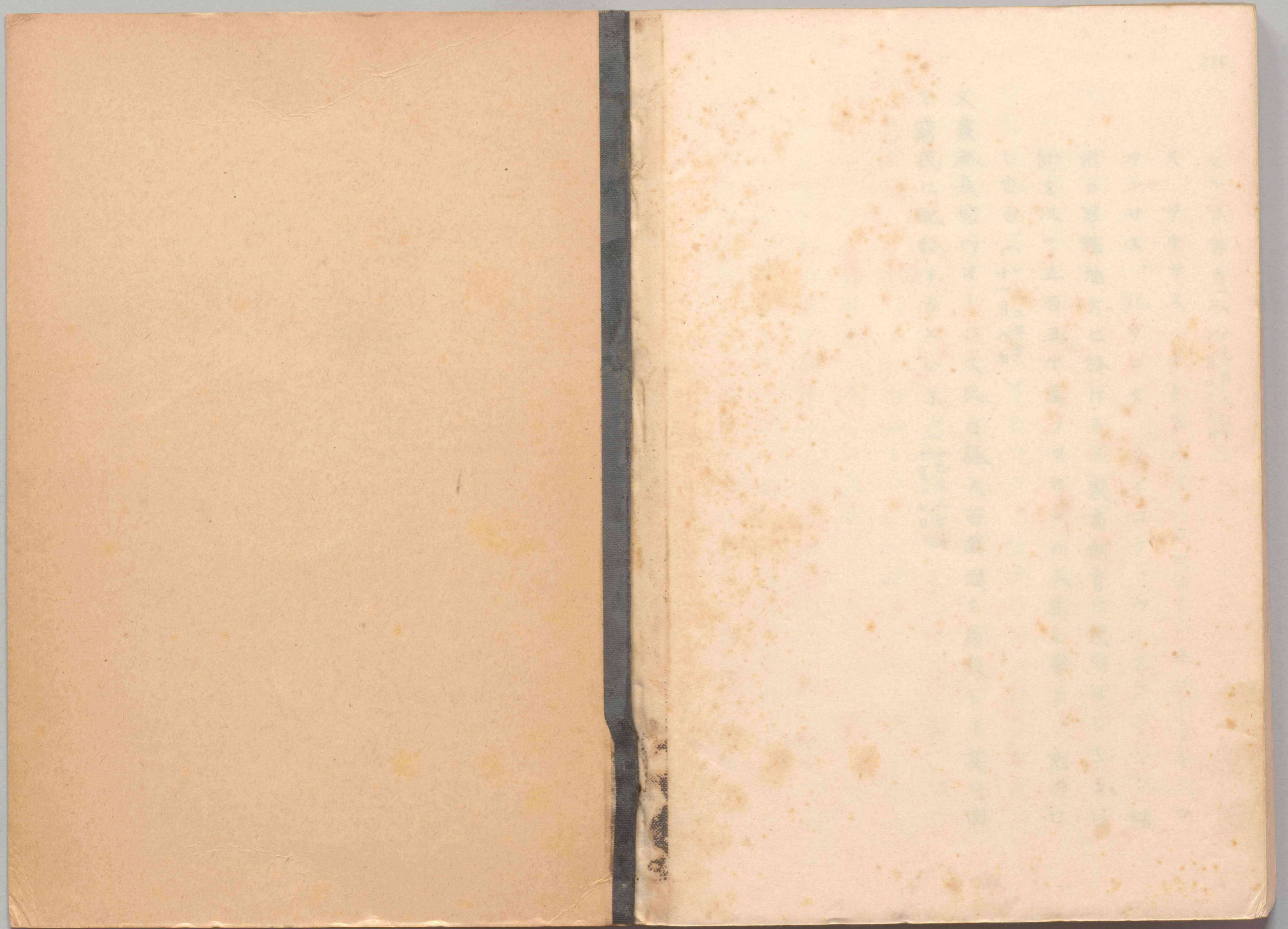
右買上品は冬季窮民に配給すべく、命令を發したといふ。之に關しルイスベルト大統領秘書官は次の如く聲明した。全國を通し、救済名簿に登録されてゐる窮民家族数は約三百五十萬に上つてゐる。最近窮民救済事業が改善されると共に、これ等窮民家族に対する給與の水準は著しく向上したが、衣食の給與が依然不足を告げてゐる。

其の後救済當局の發表に依れば、窮民救済の爲政府が買上げたる小麦は六百八十万ブツ

セルである。(一九三三年十月二十五日)

又、テキサス、オクラハマ、コロラド、ニューメキシコ
カンサス、北タゴタ、南ダゴタ、ウイスコンシン諸
州の旱魃地方に於ける、家畜飼育に使用せしむる目
的を以て五百五十萬ブツセルの小麦を買上、充当せ
しむる。(一九三三年十一月八日)

又農務長官ウオーレス氏は豚六百萬頭を屠殺して其の肉
を窮民に配給するといふ。(一九三三年十月十七日)



群馬県立図書館



0706657-4